

# 1 法人県民税等に関する調

## (1) 法人県民税額等

区分	確定法人税割額					確定法人税割額に 対応する前年度分 の中間申告額		確定申告が翌年 度になる中間申 告額		確定申告翌 年度となる見込 納付額		既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額		中間納付額の 歳出還付額		現事業年度 分調定額  ①+②-③ +④+⑤+ ⑥+⑦	過事業年度 分調定額	法人税割 額  ⑧+⑨	均 等 割							合 計  ⑩+⑪	うち当該年度に均等割に 充当した利子割額  ⑫	⑬ の 件 数	当 該 年 度 に 発 生 し た 歳 出 還 付 額  ⑭	⑮ の 件 数	
	事業年度数		税 額			事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	前 年 度 に 収 入 し た も の  ⑦	当 該 年 度 に 収 入 し た も の  ⑧	納 税 義 務 者 数	資 本 金 等 の 額						調 定 額  ⑪												
	確定申告の あったもの	うち決定した もの	確定申告の ないもの	うち決定した もの	確定申告の ないもの								事 業 年 度 額  ③	事 業 年 度 額  ④	事 業 年 度 額  ⑤					事 業 年 度 額  ⑥	総 数	五 十 億 円 超	十 億 円 超 五 十 億 円 以 下	一 億 円 超 十 億 円 以 下	一 千 万 円 超 一 億 円 以 下						左 記 以 外
普通法人	本店分	608		321,803		227	126,866	207	43,830		7,712		246,479	3,346	249,825	602	5	10	44	239	304	33,054	282,879								
	うち連結分	15		31,564		11	18,057	13	6,318		1,377		21,202		21,202	14	1	2	5	4	2	2,955	24,157								
	他本店分	3,038	5	949,451	157	1,694	414,492	1,705	131,789		31,785		698,690	22,588	721,278	2,998	470	290	569	911	758	730,804	1,452,082								
	うち連結分	242		132,274		188	57,175	223	23,414		2,267		100,780	12,490	113,270	231	101	36	57	17	20	124,122	237,392								
	県内法人	17,931	57	668,780	11	38	2,911	274,417	2,934	85,169		41,925		521,495	8,956	530,451	17,744		12	126	2,506	15,100	453,820	984,271							
	うち連結分	56		109,432		40	59,650	46	20,476		317		70,575	1,297	71,872	56		2	16	22	16	4,795	76,667								
	計	21,577	57	1,940,034	11	195	4,832	815,775	4,846	260,788		81,422		1,466,664	34,890	1,501,554	21,344	475	312	739	3,656	16,162	1,217,678	2,719,232			4,692	1	1		
	うち連結分	313		273,270		239	134,882	282	50,208		3,961		192,557	13,787	206,344	301	102	40	78	43	38	131,872	338,216			423					
	特別法人	758		82,761									82,761	18	82,779	757	12	21	49	170	505	45,942	128,721								
	うち連結分																														
公益法人等	464	1	13,259										13,259	32	13,291	462	3				459	10,980	24,271								
寮等のみを有する法人																1					1	20	20								
人格なき社団等	226		398										398	53	451	225					225	4,801	5,252								
清算法人	309		280		5	53					34		261		261	118		1		6	111	3,957	4,218								
特定信託																															
法人課税信託																															
合計	23,334	58	2,036,732	11	195	4,837	815,828	4,846	260,788		81,456		1,563,343	34,993	1,598,336	22,907	490	334	788	3,832	17,463	1,283,378	2,881,714			4,692	1	1			
うち連結分	313		273,270		239	134,882	282	50,208		3,961		192,557	13,787	206,344	301	102	40	78	43	38	131,872	338,216			423						

(注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分(令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する事業年度分をいう。)に係る事業年度数及び確定申告税額(修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額(既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。))を含む。)について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書し、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書した。「税額」欄についても同様である。

2 「事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上した。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。

3 「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。

4 「中間納付額の歳出還付額」欄には、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

5 「均等割」欄のうち「納税義務者数」欄には、令和2年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。

6 「特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。

7 「普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち連結分」の各欄には、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。)の各連結事業年度の個別帰属法人税額(法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。)を課税標準とする県民税について内書した。この場合において、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。

8 「公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人をいうものである。

9 「清算法人」の予納申告は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(2) 業種別及び分割基準別

区 分	分 割 法 人											県 内 法 人				合 計	
	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分				小 計			法人数	事業年 度数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税割額	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税割額
	法人 数	事業 年 度数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ①	法人税 割 額 ②	法人数	事業 年 度数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ③	法人税割 額 ④	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ①+③ ⑤	法人税割 額 ②+④ ⑥	⑦						
電気供給業			千円	千円			千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	
資本金1億円以上の法人					7	7	1,304,262	42,042	1,304,262	42,042	8	8	1,391,148	47,153	2,695,410	89,195	
資本金1億円未満の法人	6	6	9,572	383	3	3	448	4	10,020	387	114	114	877,470	19,072	887,490	19,459	
ガス供給業					1	1	38,650	1,291	38,650	1,291	4	4	40,950	828	79,600	2,119	
生命保険業					20	21	3,099,865	83,372	3,099,865	83,372					3,099,865	83,372	
損害保険業					10	10	880,632	24,241	880,632	24,241					880,632	24,241	
少額短期保険業																	
貿易保険業																	
倉庫業	4	4	1,465	54	4	4	3,208	88	4,673	142	25	26	192,012	5,183	196,685	5,325	
鉄道事業・軌道事業	1	1			5	5	706,053	11,523	706,053	11,523	3	3	11,765	312	717,818	11,835	
銀行業	2	2	85,762	3,431	10	10	883,683	27,034	969,445	30,465					969,445	30,465	
証券業					3	3	102,896	2,969	102,896	2,969	4	4	404	4	103,300	2,973	
製造業					345	349	3,421,691	105,628	6,190,545	196,183	26	26	1,200,066	30,444	7,390,611	226,627	
資本金1億円以上の法人	15	15	2,768,854	90,555													
資本金1億円未満の法人	72	74	621,122	16,812	258	261	695,451	16,075	1,316,573	32,887	1,399	1,405	1,909,006	43,048	3,225,579	75,935	
建設業					159	159	989,129	76,682	1,021,856	77,145	4	4	113,502	2,317	1,135,358	79,462	
資本金1億円以上の法人	3	3	32,727	463													
資本金1億円未満の法人	95	95	723,534	16,128	148	148	1,857,319	9,678	2,580,853	25,806	4,079	4,098	4,902,796	128,144	7,483,649	153,950	
運輸・通信業					54	54	775,620	22,381	807,052	23,039	6	6	79,974	1,324	887,026	24,363	
資本金1億円以上の法人	3	3	31,432	658													
資本金1億円未満の法人	37	37	226,258	6,551	105	106	243,534	7,911	469,792	14,462	663	667	538,688	11,838	1,008,480	26,300	
卸売・小売業、飲食店業					374	377	4,245,861	123,291	5,115,709	151,362	13	13	86,264	2,193	5,201,973	153,555	
資本金1億円以上の法人	16	16	869,848	28,071													
資本金1億円未満の法人	166	166	2,358,280	48,936	594	604	1,529,363	38,158	3,887,643	87,094	4,881	4,903	3,784,835	92,914	7,672,478	180,008	
その他の金融・保険業					23	23	185,966	3,642	185,966	3,642	5	6	38,096	1,897	224,062	5,539	
資本金1億円以上の法人																	
資本金1億円未満の法人	1	1			25	25	17,604	382	17,604	382	280	281	184,115	4,896	201,719	5,278	
不動産業					26	26	513,095	14,185	513,095	14,185	7	7	54,007	1,565	567,102	15,750	
資本金1億円以上の法人																	
資本金1億円未満の法人	17	18	141,542	3,989	27	27	49,698	1,355	191,240	5,344	1,334	1,343	898,301	23,537	1,089,541	28,881	
サービス業					237	240	2,450,209	73,940	3,021,863	88,556	36	36	500,036	11,671	3,521,899	100,227	
資本金1億円以上の法人	8	9	571,654	14,616													
資本金1億円未満の法人	137	143	668,797	16,577	541	544	1,365,182	32,304	2,033,979	48,881	4,203	4,222	3,532,214	79,824	5,566,193	128,705	
上記以外の事業					11	11	100,155	2,604	168,314	3,640	2	2	168,929	2,108	337,243	5,748	
資本金1億円以上の法人	1	1	68,159	1,036													
資本金1億円未満の法人	14	14	46,972	1,565	20	20	21,174	498	68,146	2,063	750	753	934,519	20,179	1,002,665	22,242	
合 計	598	608	9,225,978	249,825	3,010	3,038	25,480,748	721,278	34,706,726	971,103	17,846	17,931	21,439,097	530,451	56,145,823	1,501,554	

(注) 1 令和2年度において調定した普通法人(清算法人を除く。)について記載し、連結申告法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。  
2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和2年度において確定した法人税割額(中間申告に係る税額を除く。)に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年度分について記載した。  
3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和2年度において確定申告又は決定を行った法人(欠損法人を含む。)のうち現事業年度分について記載した。  
4 「法人税割額」欄には、令和2年度において調定した法人税割額(現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。)を記載した。  
5 業種等の区分にあたっては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、「資本金1億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等（普通法人分）

区分 資本金別	法人数	うち連結 申告法人 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	うち連結申 告法人に係 る個別帰属 法人税額	算出 法人税割額 ①	県民税の 特定寄附金 税額控除額 ②	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ③	外国税額 控除額 ④	仮装経理に 基づく控 除額 ⑤	利子割額 の控除額 ⑥	租税条約 の実施に係 る控除額 ⑦	差引 法人税割額		うち超過 課税相当 額	うち 連結分
												①-②-③-④ -⑤-⑥-⑦	うち 連結分		
300万円未満	2,801		千円 1,462,431	千円 -	千円 42,261	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 42,261	千円 -	千円 7,039	千円 -
300万円以上1,000万円未満	9,699	3	3,814,325	1,166	102,025	387	-	-	-	-	-	101,638	37	7,860	-
1,000万円	3,007	13	3,528,534	50,282	114,250	15	-	-	-	-	-	114,235	3,392	17,833	567
1,000万円超5,000万円未満	2,387	17	9,721,381	611,479	333,488	73	275	-	-	-	-	333,140	33,135	65,374	6,770
5,000万円以上1億円未満	392	18	4,666,773	771,825	204,032	20	3	-	-	-	-	204,009	34,811	44,160	7,088
1億円	71	5	1,891,889	669,351	134,083	6	10	34	-	-	-	134,033	25,111	29,284	5,044
1億円超10億円未満	74	12	3,706,357	1,436,818	219,678	4	88	-	-	-	-	219,586	67,611	46,663	13,543
10億円					21,794	170	-	-	-	-	-	21,624	5,391	4,397	1,078
10億円超50億円未満	10	2	2,755,505	971,249	162,892	121	581	-	-	-	-	162,190	16,985	33,445	3,447
50億円					5,724	-	-	17	-	-	-	5,707	1,561	1,141	312
50億円超100億円未満					47,709	21	-	1,156	-	-	-	46,532	1,084	12,108	244
100億円以上	3	1	2,175,654	-	507,996	2,046	3,178	1	-	-	-	502,771	49,627	101,948	10,153
保険業法に規定する相互会社					52,583	-	-	275	-	-	-	52,308	34,525	10,462	6,905
<b>合計</b>	<b>18,444</b>	<b>71</b>	<b>33,722,849</b>	<b>4,512,170</b>	<b>1,948,515</b>	<b>2,863</b>	<b>5,583</b>	<b>35</b>				<b>1,940,034</b>	<b>273,270</b>	<b>381,714</b>	<b>55,151</b>
内 県内法人	17,846	56	21,156,662	2,771,875	669,314	446	88	-	-	-	-	668,780	109,432	-	-
訳 分割法人	598	15	12,566,187	1,740,295	1,279,201	2,417	5,495	35	-	-	-	1,271,254	163,838	-	-

- (注) 1 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人（清算法人を除く。）について記載した。  
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。  
3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。  
4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。  
5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。  
6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。  
7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。  
8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。  
9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。  
10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。  
11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。  
12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。  
13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定により控除した額を記載した。  
14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(4) 資本金別法人税割額等（全法人対象分）

区分 資本金別	法人 数	うち連結 申告法人 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	うち連結申 告法人に係 る個別帰属 法人税額	算出 法人税割額 ①	県民税の 特定寄附金 税額控除額 ②	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ③	外国税額 控除額 ④	仮装経理に 基づく控 除額 ⑤	利子割額 の控除額 ⑥	租税条約 の実施に係 る控除額 ⑦	差引 法人税割額 ①-②-③-④ -⑤-⑥-⑦		うち超過 課税相当 額		
												うち 連結分	うち 超過 課税相当 額	うち 連結分		
300万円未満	3,749		千円 1,789,309	千円 57,184	千円 57,184	千円		千円			千円	千円	千円	千円	千円	千円
300万円以上1,000万円未満	9,877	3	3,864,815	1,166	103,139	387						102,752	37	8,007		
1,000万円	3,016	13	3,536,053	50,282	114,441	15						114,426	3,392	17,833	567	
1,000万円超5,000万円未満	2,525	17	9,915,177	611,479	339,795	73		275				339,447	33,135	66,483	6,770	
5,000万円以上1億円未満	429	18	4,749,226	771,825	206,829	20		3				206,806	34,811	44,630	7,088	
1億円	73	5	1,999,993	669,351	134,094	6		10	35			134,043	25,111	29,284	5,044	
1億円超10億円未満	121	12	3,809,052	1,436,818	224,634	4		88				224,542	67,611	47,700	13,543	
10億円					21,794	170						21,624	5,391	4,397	1,078	
10億円超50億円未満	26	2	3,235,538	971,249	182,566	121		581				181,864	16,985	37,380	3,447	
50億円					5,724			17				5,707	1,561	1,141	312	
50億円超100億円未満	4		75,188		54,661	21		1,155				53,485	1,084	13,498	244	
100億円以上	3	1	2,175,654		552,822	2,046		8,511	1			542,264	49,627	111,348	10,153	
保険業法に規定する相互会社					52,583			275				52,308	34,525	10,462	6,905	
<b>合計</b>	<b>19,823</b>	<b>71</b>	<b>35,150,005</b>	<b>4,512,170</b>	<b>2,050,266</b>	<b>2,863</b>		<b>10,915</b>	<b>36</b>			<b>2,036,452</b>	<b>273,270</b>	<b>401,474</b>	<b>55,151</b>	
内 県内法人	19,214	56	22,396,592	2,771,875	714,393	446		88				713,859	109,432			
訳 分割法人	609	15	12,753,413	1,740,295	1,335,873	2,417		10,827	36			1,322,593	163,838			

- (注) 1 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した法人（清算法人を除く。）について記載した。  
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。  
3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。  
4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。  
5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。  
6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。  
7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。  
8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。  
9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。  
10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。  
11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。  
12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。  
13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定により控除した額を記載した。  
14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利子割額

種 類	税 額	課税支払額	非課税額	左非の居係 う住る ち者額	納 入 申 告 書 数
	千円	千円	千円	千円	枚
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	97	1,947	106	
	銀行預金利子	91,218	1,849,251	88,760	2
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	33,676	684,336	82,865	
	勤務先預金等の利子	50,137	1,003,296	675	
	合同運用信託の収益の分配				
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託 以外の収益の分配		3		
	郵便貯金利子	2	73		
	国外一般公社債等の利子等				
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	995	19,908	301	
	私運の 募用収 投資益 公資の 社信分 債託配 等々等	私募公社債等運用投資信託の収益の分配			
特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配					
国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配					
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	3,062	61,628		
	定期積金の給付補てん金	403	9,559		
	掛金の給付補てん金				
	抵当証券の利息				
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益				
	外貨建預貯金等の為替差益				
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	2,540	50,803		
小 計	6,005	121,990	45		
そ の 他					
合 計	<b>182,130</b>	<b>3,680,804</b>	<b>172,752</b>	<b>2</b>	<b>4,105</b>

- (注) 1 令和2年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。  
 2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されないものについて記載した。  
 3 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

## (6) 利子割の特別徴収義務者等

区 分	特 別 徴 収 義 務 者 数	営 業 所 数
銀 行 等	9	191
信 用 金 庫 等	7	104
農 林 中 央 金 庫 等	15	85
証 券 会 社	4	5
保 険 会 社 等	20	42
社 内 預 金 実 施 企 業	24	39
そ の 他 の 金 融 機 関 等	50	51
<b>合 計</b>	<b>129</b>	<b>517</b>

- (注) 1 令和3年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について記載した。
- 2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。
- 3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。
- 4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。
- 5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。
- 6 「その他の金融機関等」とは、上記2～5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものである。
- 7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を行うものの数を記載した。

## (7) 配当割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
上 場 株 式 等 の 配 当 等	148,659	2,981,735		110,141,175	
投資信託でその設定に係る受益権の募集 が公募により行われたものの収益の配分	6,792	136,044		15,001,192	
特定投資法人の投資口の配当等					
特定目的信託の社債的受益証券の剰余金 の配分のうち公募のもの					
特定公社債の利子・特定口座外の 割引債の償還金	3,236	64,777		308,540	
源泉徴収選択口座内配当等	222,054	5,769,188	1,325,041	3,270,731	
合 計	380,741	8,951,744	1,325,041	128,721,638	5,360

- (注) 1 令和2年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。  
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税(11)」欄及び第12号の14様式の「課税(11)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。  
 3 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額(12)」欄の額を記載した。  
 4 「支払金額」のうち、「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等(12)」欄及び第12号の14様式の「非課税等(13)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。  
 5 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

## (8) 株式等譲渡所得割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額 分	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	445,841	9,493,530	4,163,720	0	239

- (注) 1 令和2年度に調定したものについて記載した。  
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を記載した。  
 3 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する支払金額(第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額)を記載した。  
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の額を記載した。  
 5 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。

## 2 個人事業税に関する調

### (1) 第一種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②	種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税者 課税者	所得税者 失格者	計	所得税者 課税者	所得税者 失格者	計 ①				所得税者 課税者	所得税者 失格者	計 ①	所得税者 課税者	所得税者 失格者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円		人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
物品販売業	604	29	633	3,294,289	99,590	3,393,879	1,801,633	1,592,246	問屋業	1		1	14,425		14,425	2,900	11,525
保険業									両替業								
金銭貸付業	1		1	10,112		10,112	2,900	7,212	公衆浴場業	3		3	21,910		21,910	8,700	13,210
物品貸付業	9		9	53,658		53,658	26,100	27,558	演劇興行業								
不動産貸付業	1,367	13	1,380	9,090,379	62,689	9,153,068	3,981,704	5,171,364	遊技場業	6		6	42,960		42,960	17,400	25,560
製造業	402	20	422	2,160,407	77,352	2,237,759	1,216,794	1,020,965	遊覧所業								
電気供給業	13		13	49,752		49,752	37,700	12,052	商品取引業								
土石採取業									不動産売買業	3		3	19,648		19,648	8,700	10,948
電気通信事業									広告業	6		6	23,402		23,402	17,400	6,002
運送業	93	5	98	458,048	15,856	473,904	276,709	197,195	興信所業								
運送取扱業									案内業	6		6	48,667		48,667	17,400	31,267
船舶ていけい場業									冠婚葬祭業	6		6	50,873		50,873	17,400	33,473
倉庫業									<b>合 計</b>	<b>4,377</b>	<b>136</b>	<b>4,513</b>	<b>25,869,233</b>	<b>507,050</b>	<b>26,376,283</b>	<b>12,963,512</b>	<b>13,412,771</b>
駐車場業	10		10	47,817		47,817	29,000	18,817									
請負業	1,413	46	1,459	8,265,580	177,578	8,443,158	4,202,350	4,240,808									
印刷業	5		5	35,682		35,682	14,500	21,182									
出版業																	
写真業	14		14	55,832		55,832	40,600	15,232									
席貸業																	
旅館業	19		19	97,328		97,328	55,100	42,228									
料理店業	56	2	58	316,654	3,654	320,308	165,542	154,766	畜産業	2		2	18,590		18,590	5,800	12,790
飲食店業	279	20	299	1,338,592	67,266	1,405,858	843,180	562,678	水産業	8	1	9	52,893	529	53,422	23,684	29,738
周旋業	13		13	106,089		106,089	37,700	68,389	薪炭製造業								
代理業	39	1	40	180,504	3,065	183,569	116,000	67,569	<b>合 計</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>11</b>	<b>71,483</b>	<b>529</b>	<b>72,012</b>	<b>29,484</b>	<b>42,528</b>
仲立業	9		9	86,625		86,625	26,100	60,525									



(3) 第三種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得稅者 課稅者	所得稅者 失格者	計	所 課 得 稅 者	所 失 得 稅 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
医 業	137		137	1,334,611		1,334,611	395,850	938,761
齒科医業	54	1	55	446,230	3,605	449,835	159,500	290,335
薬剤師業	1		1	6,676		6,676	2,900	3,776
あん摩等の事業	19	4	23	84,582	15,663	100,245	66,700	33,545
獣医業	31	1	32	282,180	5,588	287,768	92,075	195,693
装蹄師業	1		1	4,837		4,837	2,900	1,937
弁護士業	58	2	60	709,231	35,773	745,004	172,550	572,454
司法書士業	57	2	59	547,956	8,257	556,213	171,100	385,113
行政書士業	13	1	14	134,228	3,971	138,199	40,600	97,599
公証人業	3		3	18,294		18,294	7,734	10,560
弁理士業	2		2	18,070		18,070	5,800	12,270
税理士業	125		125	1,358,224		1,358,224	361,292	996,932
公認会計士業	10		10	124,122		124,122	29,000	95,122
計理士業								
社会保険労務士業	62	1	63	436,172	2,930	439,102	182,700	256,402
コンサルタント業	71		71	392,978		392,978	203,726	189,252
設計監督者業	100	5	105	597,516	21,141	618,657	302,567	316,090
不動産鑑定業	1		1	3,169		3,169	2,900	269
デザイン業	28	2	30	148,784	8,384	157,168	86,275	70,893
諸芸師匠業	44	4	48	212,049	13,535	225,584	136,300	89,284
理容業	42	3	45	186,019	9,630	195,649	130,500	65,149
美容業	123	13	136	568,174	49,094	617,268	389,568	227,700
クリーニング業	4		4	16,844		16,844	11,600	5,244
公衆浴場業	1		1	6,023		6,023	2,900	3,123
歯科衛生士業								
歯科技工士業	44	7	51	183,560	26,080	209,640	147,900	61,740
測量士業	16	2	18	84,832	7,198	92,030	52,200	39,830
土地家屋調査士業	51	1	52	381,351	3,117	384,468	148,384	236,084
海事代理士業	2		2	8,449		8,449	5,800	2,649
印刷製版業								
<b>合 計</b>	<b>1,100</b>	<b>49</b>	<b>1,149</b>	<b>8,295,161</b>	<b>213,966</b>	<b>8,509,127</b>	<b>3,311,321</b>	<b>5,197,806</b>

(注)1 いずれも平成31年及び令和元年の年中における事業の所得に対して課税した令和2年度の個人事業税（減免により税額がなくなったものを除く。）について記載した。

なお、令和2年の年中に事業を廃止した者に対して令和2年度において課税したのも含まれている。

2 2以上の事業を兼業する者については、主たる業種欄に記載した。

3 「所得金額」欄には、社会保険診療等に係る非課税所得分を控除した額を記載した。

4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、本県に主たる事務所又は事業所を有する者について記載した。

#### (4) 分割個人の所得金額

区 分	本 県 本 店 分			他 県 本 店 分		
	課 税 人 員	課 税 標 準 額			課 税 人 員	分 割 を 受 け た 課 税 標 準 額
		本 県 分	他 県 分	計		
第一種事業	人	千円	千円	千円	人	千円
第二種事業					1	3,368
第三種事業					1	6,615
計					2	9,983

#### (5) 事業専従者

区 分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	給 与 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	控 除 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	給 与 額 (控除)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	(①+ ⑤)	(②+ ⑥)	(③+ ⑦)	(④+⑧)
第一種事業	人	人	人	千円	人	人	人	千円	人	人	人	千円
第二種事業	3,594	1,619	2,036	4,113,607	919	194	218	172,419	4,513	1,813	2,254	4,286,026
第三種事業	11	5	6	13,756					11	5	6	13,756
第三種事業 {あん摩業 等以外 あん摩 等	1,039	500	563	1,311,460	86	22	23	19,180	1,125	522	586	1,330,640
	19	10	13	20,750	5				24	10	13	20,750
合 計	4,663	2,134	2,618	5,459,573	1,010	216	241	191,599	5,673	2,350	2,859	5,651,172

(6) 所得階層別

区 分	300万円以下		300万円超 310万円以下		310万円超 320万円以下		320万円超 330万円以下		330万円超 340万円以下		340万円超 350万円以下		350万円超 360万円以下		360万円超 370万円以下		370万円超 380万円以下		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第一種事業	所得税課税者	177	520,078	168	510,020	157	491,890	158	510,255	139	464,112	126	433,858	140	493,745	131	475,721	133	496,015
	所得税失格者	11	30,397	7	21,215	13	38,644	8	25,233	12	39,627	4	12,433	4	14,179	4	13,057	6	19,696
	計	188	550,475	175	531,235	170	530,534	166	535,488	151	503,739	130	446,291	144	507,924	135	488,778	139	515,711
第二種事業	所得税課税者													1	3,534				
	所得税失格者					1	529												
	計					1	529							1	3,534				
第三種事業	所得税課税者	32	94,424	29	85,294	42	132,322	30	97,400	35	117,263	29	99,424	21	74,416	24	87,809	17	62,842
	所得税失格者	4	11,780	3	9,146	6	18,945	4	13,061	3	9,998	2	6,886	1	3,552	2	7,283	1	3,707
	計	36	106,204	32	94,440	48	151,267	34	110,461	38	127,261	31	106,310	22	77,968	26	95,092	18	66,549
業	所得税課税者	1	2,962	3	9,160							2	6,918	1	3,590	1	3,687		
	所得税失格者			1	3,032							1	3,409						
	計	1	2,962	4	12,192							3	10,327	1	3,590	1	3,687		
小計	37	109,166	36	106,632	48	151,267	34	110,461	38	127,261	34	116,637	23	81,558	27	98,779	18	66,549	
合計	所得税課税者	210	617,464	200	604,474	199	624,212	188	607,655	174	581,375	157	540,200	163	575,285	156	567,217	150	558,857
	所得税失格者	15	42,177	11	33,393	20	58,118	12	38,294	15	49,625	7	22,728	5	17,731	6	20,340	7	23,403
	計	225	659,641	211	637,867	219	682,330	200	645,949	189	631,000	164	562,928	168	593,016	162	587,557	157	582,260

(注) 1 事業主控除前の年所得金額により所得階層別に区分した。

2 中途開業業者については、その所得を年所得に換算した額の所得階層区分欄に人員及び実績額を記載した。

3 「第三種事業」中、「あん摩業等」とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等税率3%の適用を受ける事業をいうものである。

区 分	380万円超 390万円以下		390万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下		500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		700万円超 1,000万円以下		1,000万円超		合 計		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
第一種事業	所得税課税者	112	428,583	125	486,912	871	3,854,284	563	3,062,178	361	2,315,650	578	4,739,832	438	6,586,100	4,377	25,869,233
	所得税失格者	5	19,323	9	32,574	29	117,289	15	80,666	3	7,727	4	21,132	2	13,858	136	507,050
	計	117	447,906	134	519,486	900	3,971,573	578	3,142,844	364	2,323,377	582	4,760,964	440	6,599,958	4,513	26,376,283
第二種事業	所得税課税者					4	18,551	2	11,325			1	8,796	2	29,277	10	71,483
	所得税失格者															1	529
	計					4	18,551	2	11,325			1	8,796	2	29,277	11	72,012
第三種事業	あん摩業等以外のもの 所得税課税者	21	80,981	26	102,643	193	853,843	122	655,858	86	556,231	170	1,402,260	203	3,702,732	1,080	8,205,742
	あん摩業等以外のもの 所得税失格者	1	3,823	3	11,809	8	32,927	3	16,313	2	12,729	1	7,198	1	29,146	45	198,303
	あん摩業等以外のもの 計	22	84,804	29	114,452	201	886,770	125	672,171	88	568,960	171	1,409,458	204	3,731,878	1,125	8,404,045
第四種事業	あん摩業等 所得税課税者			1	3,961	7	31,906	2	11,779			2	15,456			20	89,419
	あん摩業等 所得税失格者					1	4,191	1	5,031							4	15,663
	あん摩業等 計			1	3,961	8	36,097	3	16,810			2	15,456			24	105,082
小計	22	84,804	30	118,413	209	922,867	128	688,981	88	568,960	173	1,424,914	204	3,731,878	1,149	8,509,127	
合計	所得税課税者	133	509,564	152	593,516	1,075	4,758,584	689	3,741,140	447	2,871,881	751	6,166,344	643	10,318,109	5,487	34,235,877
	所得税失格者	6	23,146	12	44,383	38	154,407	19	102,010	5	20,456	5	28,330	3	43,004	186	721,545
	計	139	532,710	164	637,899	1,113	4,912,991	708	3,843,150	452	2,892,337	756	6,194,674	646	10,361,113	5,673	34,957,422

(7) 個人事業税の減免

区 分	人 員	所 得 金 額	減 免 額
	人	千円	千円
第一種事業	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	そ の 他		
	計		
第二種事業	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	そ の 他		
	計		
第三種事業	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	そ の 他		
	計		
第四種事業	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	そ の 他		
	計		
合 計	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	そ の 他		
	計		

(注) 1 令和2年度において減免したものについて記載した。

2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」欄には、それぞれ法第72条の62の規定により減免したものを記載した。

3 「所得金額」欄には、減免した者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。

### 3 法人事業税に関する調

#### (1) 事業税額等

区 分	現 事 業 年 度 分														過 事 業 年 度 分		合 計 ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額		
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額	確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調 定 額 ①+②-③+④+⑤+⑥	所 得 ( 収 入 ) 金 額	調 定 額 ⑧				
	事 業 年 度 数		所 得 金 額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額						前年度に収入したものの	当該年度に収入したものの
	あ 確 定 申 告 が	し ゅ ち 決 定		あ 確 定 申 告 が	し ゅ ち 決 定	事 業 年 度 数	税 額													
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
法第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 店 分	571		22,102,657	1,476,149			204	442,915	182	441,511		39,337	1,514,082	325,895	17,379	1,531,461	
			他 店 分	2,030		35,280,942	2,366,535	3	4,490	889	772,509	881	826,436		73,798	2,498,750	459,572	39,129	2,537,879	
			小 計	17,474	58	82,365,749	4,871,818	97	7	1,094	2,824	1,643,436	2,805	1,608,886		341,458	5,179,820	859,142	54,916	5,234,736
	特 別 法 人	1,116		14,126,893	641,266										641,266	3,616	135	641,401		
	公 益 法 人 等	464	1	1,222,611	71,917										71,917	4,278	145	72,062		
	人 格 な き 社 団 等	226		97,501	3,437										3,437	10,486	379	3,816		
	清 算 法 人	255		16,662	645				4	307				142	480			480		
	特 定 信 託																			
	法 人 課 税 信 託																			
	計	22,136	59	155,213,015	9,431,767	97	10	5,584	3,921	2,859,167	3,868	2,876,833		454,735	9,909,752	1,662,989	112,083	10,021,835		
法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分	203			3,042,315		1	3	104	1,540,986	114	1,038,222		12,749	2,552,303		1,900	2,554,203			
法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分	1,042			9,938,971		2	2,801	835	4,476,158	856	4,846,445		21,096	10,333,155		123,339	10,456,494			
事 業 税 計	23,381	59		22,413,053	97	13	8,388	4,860	8,876,311	4,838	8,761,500		488,580	22,795,210		237,322	23,032,532			
地 方 法 人 特 別 税 分				7,722,764	42		3,062		3,050,754				304,293	4,979,365		130,416	5,109,781			
特 別 法 人 事 業 税 分				1,263,534					525,212		3,152,982			3,891,304			3,891,304			
合 計	23,381	59		31,399,351	139	13	11,450	4,860	12,452,277	4,838	11,914,482		792,873	31,665,879		367,738	32,033,617	69,731		

(注) 記載内容は法人県民税に準ずるものである。なお、「地方法人特別税分」又は「特別法人事業税分」の各欄については、この表の「確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額」とあるのは「確定地方法人特別税額又は特別法人事業税額に対応する前年度分の中間申告額」と、「中間納付額の歳出還付額」とあるのは「中間納付額の還付額」と読み替えて記載した。

(2) 事業税額等（外形対象法人分）

区分	現 事 業 年 度 分													過 事 業 年 度 分		合計 (調定額) ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額			
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中 間申告額	確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が翌 年度となる見込納 付額		中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額		調 定 額  ①+②-③+ ④+⑤+⑥	所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額			調 定 額  ⑧		
	事業年度数		所得金額、付 加価値額又は 資本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額						前 年 度 に 収 入 し た も の ⑥	当 該 年 度 に 収 入 し た も の ⑦
	あ ら わ た し の 申 告 が	し う ち ま ち の 決 定		あ ら わ た し の 申 告 が	し う ち ま ち の 決 定	事 業 年 度 数	税 額													
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
所得 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 店 分	26	16,775,789	118,535		21	54,899	22	63,589		15	127,240	117,058	32	127,272			
				他 店 分	965	105,704,359	773,330	2	435	773	328,765	795	352,464		9,712	807,176	4,417,810	16,200	823,376	
					県内法人	51	6,015,511	41,936		41	24,047	39	20,809			38,698	56,558	501	39,199	
					小計	1,042	128,495,659	933,801	2	435	835	407,711	856	436,862		9,727	973,114	4,591,426	16,733	989,847
		計	1,042	128,495,659	933,801	2	435	835	407,711	856	436,862		9,727	973,114	4,591,426	16,733	989,847			
付 加 価 値 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 店 分		83,221,452	994,441					501,633		444	1,045,174	146,509	359	1,045,533			
				他 店 分		335,180,797	4,019,868	2,269		1,717,802	1,875,081		7,415	4,186,831	12,080,265	77,229	4,264,060			
					県内法人		23,220,691	278,646			119,531	112,557			271,672	64,051	768	272,440		
					小計		441,622,940	5,292,955	2,269		2,338,966	2,539,560		7,859	5,503,677	12,290,825	78,356	5,582,033		
		計		441,622,940	5,292,955	2,269		2,338,966	2,539,560		7,859	5,503,677	12,290,825	78,356	5,582,033					
資 本 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 店 分		413,158,655	2,065,792			1,050,099		1,081,218			2,096,911	3,720	19	2,096,930			
				他 店 分		302,100,649	1,510,074		97	616,770		724,022		3,510	1,620,933	10,842,684	28,131	1,649,064		
					県内法人		27,269,803	136,349			62,612	64,783			138,520	20,000	100	138,620		
					小計		742,529,107	3,712,215		97	1,729,481	1,870,023		3,510	3,856,364	10,866,404	28,250	3,884,614		
		計		742,529,107	3,712,215		97	1,729,481	1,870,023		3,510	3,856,364	10,866,404	28,250	3,884,614					
	事業税計	1,042		9,938,971	2	2,801	835	4,476,158	856	4,846,445		21,096	10,333,155		123,339	10,456,494				
	地方法人特別税分			3,391,174		1,023		1,542,488				113,650	1,963,359		75,448	2,038,807				
	特別法人事業税分			319,736				133,237		1,712,413			1,898,912			1,898,912				
	合計	1,042		13,649,881	2	3,824	835	6,151,883	856	6,558,858		134,746	14,195,426		198,787	14,394,213	12,385			

(注) 1 令和2年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。  
 2 ①及び⑧又は「所得金額、付加価値額又は資本金等の額」欄には、令和2年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額（過事業年度分で令和元年度以前に申告等があり、令和2年度に修正申告・更正増があったものについては当該増差税額をいう。）又はこれに対応する所得金額、付加価値額又は資本金等の額を記載した。  
 3 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）

区 分	現 事 業 年 度 分														過 事 業 年 度 分		合 計 (調 定 額) ⑦+⑧	当 該 年 度 に お い て 発 生 し た 歳 出 還 付 額		
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中 間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が翌 年度となる見込納 付額		中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額		調 定 額  ①+②-③+ ④+⑤+⑥	収入金額、 所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額			調 定 額  ⑧	
	事 業 年 度 数		収入金額、所 得金額、付加 価値額又は資 本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	前 年 度 に 収 入 し た も の ⑥						当 該 年 度 に 収 入 し た も の ⑦
	あ 確 定 申 告 が し た も の 決 定	し た も の 決 定		あ 確 定 申 告 が し た も の 決 定	し た も の 決 定	事 業 年 度 数	税 額													
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分	収入割分	201	346,150,854	3,026,732	1	3	103	1,529,034	33	307,091			12,749		1,817,541	154,281	1,900	1,819,441		
	地方法人特別税分			1,337,237		1		665,668					9		671,579		820	672,399		
	特別法人事業税分									118,865					118,865			118,865		
	<b>合 計</b>	<b>201</b>		<b>4,363,969</b>		<b>4</b>	<b>103</b>	<b>2,194,702</b>	<b>33</b>	<b>425,956</b>			<b>12,758</b>		<b>2,607,985</b>		<b>2,720</b>	<b>2,610,705</b>		
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業分	収入割分	1	1,979,520	14,846		1	1	11,952	24	556,203					559,097			559,097		
	付加価値割分		104,506	387						75,722					76,109			76,109		
	資本割分		225,000	337						35,809					36,146			36,146		
	<b>事業税計</b>	<b>1</b>		<b>15,570</b>		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>11,952</b>	<b>24</b>	<b>667,734</b>					<b>671,352</b>			<b>671,352</b>		
特別法人事業税分			5,938				4,363		251,532					253,107			253,107			
<b>合 計</b>	<b>1</b>		<b>21,508</b>		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>16,315</b>	<b>24</b>	<b>919,266</b>					<b>924,459</b>			<b>924,459</b>			
同号ロに掲げる法人分	収入割分	1	1,341	13					57	61,223					61,236			61,236		
	所得割分									2,174					2,174			2,174		
	<b>事業税計</b>	<b>1</b>		<b>13</b>					<b>57</b>	<b>63,397</b>					<b>63,410</b>			<b>63,410</b>		
	特別法人事業税分			4						23,143					23,147			23,147		
<b>合 計</b>	<b>1</b>		<b>17</b>					<b>57</b>	<b>86,540</b>					<b>86,557</b>			<b>86,557</b>			
<b>合 計</b>	<b>203</b>		<b>4,385,494</b>		<b>4</b>	<b>104</b>	<b>2,211,017</b>	<b>114</b>	<b>1,431,762</b>			<b>12,758</b>		<b>3,619,001</b>		<b>2,720</b>	<b>3,621,721</b>			

(注) 1 令和2年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。  
 2 このほか、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。



(4) 所得階層別

区 分	欠 損 法 人	年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計			
	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額		
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		
事業 年度 年二 回法 人	分 割 法 人	軽減税率適用法人																	
		そ の 他																	
		県 内 法 人																	
		計																	
事業 年度 年一 回法 人	分 割 法 人	軽減税率適用法人	220	58	74,294	29	183,123	6	53,370	85	2,066,571	17	1,288,055	45	10,854,812	3	12,218,332	463	26,738,557
		そ の 他	39	5	17,516	6	35,680	1	8,477	19	568,290	17	1,270,536	39	8,740,509	8	19,394,259	134	30,035,267
		県 内 法 人	10,677	3,895	5,200,257	1,076	6,172,108	294	2,632,612	1,240	26,120,552	197	13,531,042	143	31,058,142	3	3,666,547	17,525	88,381,260
		計	10,936	3,958	5,292,067	1,111	6,390,911	301	2,694,459	1,344	28,755,413	231	16,089,633	227	50,653,463	14	35,279,138	18,122	145,155,084
合 計			10,936	3,958	5,292,067	1,111	6,390,911	301	2,694,459	1,344	28,755,413	231	16,089,633	227	50,653,463	14	35,279,138	18,122	145,155,084

(注) 1 令和2年度において確定した普通法人（清算法人を除く。）に係る法人の事業税額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する所得金額（収入金額課税分を除く。）のうち現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、所得金額の総額を記載した。

(5) 業種別及び分割基準別

区 分	分 割 法 人								県 内 法 人				合 計					
	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分				小 計		法人数	事業年度数	所得金額 ⑦	事業税額 ⑧	所得金額 ⑤+⑦	事業税額 ⑥+⑧		
	法人 数	事業 年度 数	所得金額 ①	事業税額 ②	法人 数	事業 年度 数	所得金額 ③	事業税額 ④	所得金額 ①+③ ⑤	事業税額 ②+④ ⑥								
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 法 人 分	電 気 供 給 業	発電用固定資産割																
		発電所接続電線路割																
	ガ ス 供 給 業	総固定資産割																
		事務所数割			18,178	286			1,418	26	19,596	312				19,596	312	
	倉 庫 業	従業者数割	1	1	22,723	358	1	1	963	18	23,686	376	12	12	50,047	2,416	73,733	2,792
		事業・軌道事業	3	3	8,797	541	1	1		316	8,797	857	3	3	150,154	7,696	150,154	7,696
	鉄 道 事 業	事務所数割	1	1			2	2	70,025	4,692	70,025	4,692	24	25	413,654	28,654	422,451	29,511
		従業者数割					1	1	810,880	54,329	810,880	54,329	1	1			70,025	4,692
	銀 行 業	事務所数割							1,923,465	128,872	1,923,465	128,872					1,923,465	128,872
		従業者数割					1	1	810,880	54,329	810,880	54,329					810,880	54,329
	証 券 業	事務所数割											4	4	2,694	94	2,694	94
		従業者数割																
	製 造 業	資本金1億円以上の法人	7	7	1,022,835	57,619	54	55	2,006,318	114,581	3,029,153	172,200	10	10	678,125	44,589	3,707,278	216,789
		従業者数割	72	74	2,933,601	216,943	258	261	3,094,138	228,151	6,027,739	445,094	1,399	1,409	9,201,346	565,455	15,229,085	1,010,549
	建 設 業	事務所数割			1,107,927	71,120			2,027,741	142,732	3,135,668	213,852					3,135,668	213,852
		従業者数割	98	98	1,847,988	119,435	168	171	1,090,101	77,581	2,938,089	197,016	4,083	4,114	24,918,357	1,684,600	27,856,446	1,881,616
	通 信 ・ 運 送 業	事務所数割			489,972	34,390			1,217,644	88,429	1,707,616	122,819					1,707,616	122,819
従業者数割		40	40	645,302	45,076	122	123	745,173	56,809	1,390,475	101,885	666	670	2,876,840	165,601	4,267,315	267,486	
飲 食 店 業	事務所数割			4,190,152	301,760			7,021,042	510,779	11,211,194	812,539					11,211,194	812,539	
	従業者数割	173	174	4,939,483	360,159	701	713	4,768,900	337,895	9,708,383	698,054	4,873	4,921	18,989,201	1,181,677	28,697,584	1,879,731	
保 険 業	事務所数割							62,107	4,532	62,107	4,532					62,107	4,532	
	従業者数割	1	1			32	32	53,278	3,902	53,278	3,902	282	283	1,011,112	72,151	1,064,390	76,053	
産 不 動 産 業	事務所数割			280,715	17,565			332,591	22,926	613,306	40,491					613,306	40,491	
	従業者数割	18	18	318,364	18,305	37	37	204,645	14,690	523,009	32,995	1,335	1,349	4,612,691	283,143	5,135,700	316,138	
ビ ジ ネ ス 業	事務所数割			1,518,712	102,598			6,255,184	476,663	7,773,896	579,261					7,773,896	579,261	
	従業者数割	138	140	2,552,372	167,693	602	607	2,995,478	226,433	5,547,850	394,126	3,885	3,917	14,714,312	886,388	20,262,162	1,280,514	
上 記 以 外 の 事 業	事務所数割			98,913	8,756			247,985	16,894	346,898	25,650					346,898	25,650	
	従業者数割	14	14	106,623	8,857	26	26	351,866	26,629	458,489	35,486	753	756	4,747,216	312,272	5,205,705	347,758	
計	566	571	22,102,657	1,531,461	2,005	2,030	35,280,942	2,537,879	57,383,599	4,069,340	17,330	17,474	82,365,749	5,234,736	139,749,348	9,304,076		

(注) 記載内容は、法人県民税に準じて記載した。

(6) 業種別及び分割基準別（外形対象法人分）

区 分	分 割 法 人												小 計			
	本 県 本 店 分						他 県 本 店 分									
	法人 数	事業年 度数	所得金額 ①	付加価値額 ②	資本金等の額 ③	事業税額 ④	法人 数	事業年 度数	所得金額 ⑤	付加価値額 ⑥	資本金等の額 ⑦	事業税額 ⑧	①+⑤ ⑨	②+⑥ ⑩	③+⑦ ⑪	④+⑧ ⑫
電 気			千円	千円	千円	千円	3	3	161,769	191,473	144,652	65,104	161,769	191,473	144,652	65,104
供給								45,143	54,936	40,991	21,701	45,143	54,936	40,991	21,701	
ガス																
倉庫	1	1		822,033	4,082,272	32,276	3	4	68,133	219,238	195,410	4,154	68,133	1,041,271	4,277,682	36,430
鉄道事業							3	3	8,068,179	28,339,028	10,739,571	433,800	8,068,179	28,339,028	10,739,571	433,800
銀行業			181,040	5,230,398	46,132,284	276,415			3,969,048	5,688,002	14,018,860	171,232	4,150,088	10,918,400	60,151,144	447,647
証券業			187,595	5,065,929	39,071,717	242,946			1,007,710	1,783,587	2,572,481	42,229	1,195,305	6,849,516	41,644,198	285,175
製造業			11,173,108	47,711,082	312,301,453	2,335,653	286	294	19,133,194	63,007,715	87,776,697	1,543,363	30,306,302	110,718,797	400,078,150	3,879,016
建設業						622			11,105,398	31,504,611	22,775,541	611,756	11,105,398	31,504,611	22,775,541	612,378
運輸・通信業						2,015	135	136	5,178,450	14,578,665	10,117,425	283,874	5,178,450	14,578,665	10,117,425	285,889
卸売・小売業、飲食店業			2,100,120	9,772,166	4,157,092	153,739	37	37	11,893,404	34,162,485	24,060,088	623,977	11,893,404	34,162,485	24,060,088	623,977
その他の金融・保険業			2,322,910	10,062,648	4,510,593	161,983	263	267	13,265,685	49,535,356	28,626,205	858,175	15,365,805	59,307,522	32,783,297	1,011,914
不動産業							16	16	8,108,965	28,764,612	15,314,983	490,500	10,431,875	38,827,260	19,825,576	652,483
サービス業			234,526	1,554,087	1,063,031	21,949	16	16	1,722,071	4,102,520	19,093,942	156,176	1,722,071	4,102,520	19,093,942	156,176
上記以外の事業			348,764	2,285,478	1,541,557	31,556	169	170	397,556	1,120,016	6,343,219	46,951	397,556	1,120,016	6,343,219	46,951
合計	26	26	16,775,789	83,221,452	413,158,655	3,269,735	949	965	105,704,359	335,180,797	302,100,649	6,736,500	122,480,148	418,402,249	715,259,304	10,006,235

区 分	県 内 法 人					合 計				
	法人 数	事業年 度数	所得金額 ⑬	付加価値額 ⑭	資本金等の額 ⑮	事業税額 ⑯	所得金額 ⑨+⑬	付加価値額 ⑩+⑭	資本金等の額 ⑪+⑮	事業税額 ⑫+⑯
電 気			千円	千円	千円	千円	161,769	191,473	144,652	65,104
供給							45,143	54,936	40,991	21,701
ガス										
倉庫	1	1	31,302	164,496	121,875	2,860	31,302	164,496	121,875	2,860
鉄道事業	1	1	474,957	685,048	900,000	16,562	543,090	1,726,319	5,177,682	52,992
銀行業	2	2	50,713	306,959	749,973	8,125	8,118,892	28,645,987	11,489,544	441,925
証券業							4,150,088	10,918,400	60,151,144	447,647
製造業							1,195,305	6,849,516	41,644,198	285,175
建設業							683,310	2,796,598	5,360,939	65,790
運輸・通信業							222,142	898,508	1,824,505	21,319
卸売・小売業、飲食店業	16	16	4,197,341	15,914,392	10,227,818	262,528	34,503,643	126,633,189	410,305,968	4,141,544
その他の金融・保険業							11,105,398	31,504,611	22,775,541	612,378
不動産業							5,178,450	14,578,665	10,117,425	285,889
サービス業							11,893,404	34,162,485	24,060,088	623,977
上記以外の事業							1,835,391	15,779,663	8,714,894	252,947
合計	50	51	6,015,511	23,220,691	27,269,803	450,259	128,495,659	441,622,940	742,529,107	10,456,494

(注) 令和2年度において測定した法人のうち外形対象法人について記載した。

(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）

区 分	分 割										法 人								
	本 県 本 店 分					他 県 本 店 分					小 計								
	法人 数	事業年 度数	収 入 金 額 ①	所 得 金 額 ②	付 加 価 値 額 ③	資 本 金 等 の 額 ④	事 業 税 額 ⑤	法人 数	事業年 度数	収 入 金 額 ⑥	所 得 金 額 ⑦	付 加 価 値 額 ⑧	資 本 金 等 の 額 ⑨	事 業 税 額 ⑩	収 入 金 額 ⑪+⑥	所 得 金 額 ⑫+⑦	付 加 価 値 額 ⑬+⑧	資 本 金 等 の 額 ⑭+⑨	事 業 税 額 ⑮+⑩
電 気 供 給 業	法第72条の2 第1項第2号 に掲げる事業	発電用固定資産割	3	3	1,000,641		11,944	9	9	165,262,875				623,716	166,263,516				635,660
		発電所接続電線路割																	
ガ ス 供 給 業	法第72条の2 第1項第3号 に掲げる事業	総固定資産割							46,437,335					730,016	46,437,335				730,016
		事務所数割			23,961		239			461,394				4,625	485,355				4,864
生 命 保 険 業	損 害 保 険 業	従業者数割	1	1	35,941		359	17	17	146,673				10,697	182,614				11,056
		従業者数割																	
少 額 短 期 保 険 業	貿 易 保 険 業	従業者数割								36,041,512				313,486	36,041,512				313,486
		従業者数割						20	21	13,392,589				116,549	13,392,589				116,549
合 計		従業者数割						10	10	31,265,290				291,451	31,265,290				291,451
		従業者数割								12,246,880				114,801	12,246,880				114,801
合 計			4	4	1,060,543		12,542	56	57	305,254,548				2,205,341	306,315,091				2,217,883

区 分	県 内 法 人						合 計					
	法人 数	事業年 度数	収 入 金 額 ⑯	所 得 金 額 ⑰	付 加 価 値 額 ⑱	資 本 金 等 の 額 ⑲	事 業 税 額 ⑳	収 入 金 額 ⑪+⑯	所 得 金 額 ⑫+⑰	付 加 価 値 額 ⑬+⑱	資 本 金 等 の 額 ⑭+⑲	事 業 税 額 ⑮+⑳
電 気 供 給 業	法第72条の2 第1項第2号 に掲げる事業	発電用固定資産割						166,263,516				635,660
		発電所接続電線路割										
ガ ス 供 給 業	法第72条の2 第1項第3号 に掲げる事業	総固定資産割						46,437,335				730,016
		事務所数割						485,355				4,864
生 命 保 険 業	損 害 保 険 業	従業者数割	129	129	38,521,715		317,470	38,704,329				328,526
		従業者数割										
少 額 短 期 保 険 業	貿 易 保 険 業	従業者数割	2	2	1,980,861	104,506	2,895	1,980,861		104,506	225,000	2,895
		従業者数割	4	4	1,314,048		15,954	1,314,048				15,954
合 計			135	135	41,816,624	104,506	336,319	348,131,715		104,506	225,000	2,554,202

(注) 令和2年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。

(8) 資本金別法人数

区分 資本金別	分割法人						県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人			小計 ①+②	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 ④+⑤	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	計 ③+⑥	不法 申告 人	休業中の 法人	清算中の 法人	所在不明 法人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ①	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ②											
300万円未満	9	3	12	23	3	26	38	934	1,659	2,593	946	1,685	2,631	138	322	130	3
300万円以上1,000万円未満	44	4	48	59	10	69	117	3,463	6,039	9,502	3,511	6,108	9,619	92	794	523	12
1,000万円	65	12	77	49	13	62	139	1,180	1,635	2,815	1,257	1,697	2,954	22	125	314	8
1,000万円超5,000万円未満	76	36	112	51	9	60	172	1,039	1,004	2,043	1,151	1,064	2,215	8	58	250	2
5,000万円以上1億円未満	29	23	52	13	10	23	75	161	132	293	213	155	368	2	3	56	
1億円	8	9	17	4	2	6	23	26	20	46	43	26	69			15	
1億円超10億円未満	3	7	10	3	3	6	16	31	15	46	41	21	62		2	27	
10億円																	
10億円超50億円未満		6	6	1		1	7	2	1	3	8	2	10			2	
50億円																	
50億円超100億円未満																	
100億円以上	1	1	2		1	1	3				2	1	3				
<b>合計</b>	<b>235</b>	<b>101</b>	<b>336</b>	<b>203</b>	<b>51</b>	<b>254</b>	<b>590</b>	<b>6,836</b>	<b>10,505</b>	<b>17,341</b>	<b>7,172</b>	<b>10,759</b>	<b>17,931</b>	<b>262</b>	<b>1,304</b>	<b>1,317</b>	<b>25</b>

(注) 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、令和2年度末までに申告納付期限の到来した普通法人（収入金額課税法人分を除く。）について当該年度における最終処理の段階で記載した。

(9) 資本金及び所得階層別

所得階層 資本金別	欠損法人		年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		合 計				税 額			
	法人数	うち連結申告法人数	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	うち連結申告法人数	所得金額	うち連結分	う ち 連 結 分	う ち 連 結 分		
300万円未満	1,685		705	836,367	128	729,148	31	270,290	75	1,403,626	6	369,067	1	154,514			2,631		3,763,012		193,664			
300万円以上1,000万円未満	6,108		2,229	2,984,978	627	3,565,667	150	1,352,243	462	8,927,929	27	1,686,261	16	2,537,551			9,619	2	21,054,629	5,033	1,099,919	963		
1,000万円	1,697	5	624	891,034	182	1,064,381	59	525,155	319	6,657,596	47	3,320,510	26	4,812,851			2,954	13	17,271,527	226,703	1,135,553	32,331		
1,000万円超5,000万円未満	1,064	3	350	508,686	149	880,526	56	501,774	387	9,267,998	108	7,649,618	97	20,105,874	4	5,759,924	2,215	16	44,674,400	2,652,458	3,147,149	241,088		
5,000万円以上1億円未満	155	3	37	57,204	18	108,284	4	35,363	78	1,801,435	24	1,741,449	50	12,162,341	2	3,638,941	368	14	19,545,017	2,317,753	1,835,634	216,011		
1億円	26				5	31,814					13	361,990	7	505,347	17	4,640,486	1	2,101,913	69	5	7,641,550	2,898,983	1,275,995	199,029
1億円超10億円未満																								
10億円																								
10億円超50億円未満																								
50億円																								
50億円超100億円未満																								
100億円以上																						26,588		
<b>合 計</b>	<b>10,735</b>	<b>11</b>	<b>3,945</b>	<b>5,278,269</b>	<b>1,109</b>	<b>6,379,820</b>	<b>300</b>	<b>2,684,825</b>	<b>1,334</b>	<b>28,420,574</b>	<b>219</b>	<b>15,272,252</b>	<b>207</b>	<b>44,413,617</b>	<b>7</b>	<b>11,500,778</b>	<b>17,856</b>	<b>50</b>	<b>113,950,135</b>	<b>8,100,930</b>	<b>8,714,502</b>	<b>689,422</b>		

- (注) 1 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象外の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。  
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」及び「所得金額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、上記1の対象法人について、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「所得金額」欄は、(4)所得階層別に準じて記載した。

(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）

所得階層 資本金別	欠 損 法 人				左のうち付加 価値額が0以下 である法人				年 所 得 400 万 円 以 下				年 所 得 400 万 円 超 800 万 円 以 下				年 所 得 800 万 円 超 1,000 万 円 以 下				年 所 得 1,000 万 円 超 5,000 万 円 以 下				年 所 得 5,000 万 円 超 1 億 円 以 下			
	法 人 数	う ち 連 結 申 告 法 人 数	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額		
1 億 円 超 10 億 円 未 満	19		千円 6,455,286	千円 7,113,423	4	千円 910,000	5	千円 9,939	千円 1,560,602	千円 1,399,642	1	千円 6,516	千円 339,637	千円 500,000	1	千円 9,634	千円 211,995	千円 600,000	6	千円 213,623	千円 1,100,102	千円 2,288,000	10	千円 692,873	千円 3,047,190	千円 3,729,915		
10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 満	2		1,252,626	7,840,607	1	1,620,000									1	49,016	1,469,712	4,795,000	1	69,442	962,181	2,900,000						
50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 満																												
100 億 円 以上	1		2,653,520	65,472,529																								
<b>合 計</b>	<b>22</b>		<b>10,361,432</b>	<b>80,426,559</b>	<b>5</b>	<b>2,530,000</b>	<b>5</b>	<b>9,939</b>	<b>1,560,602</b>	<b>1,399,642</b>	<b>1</b>	<b>6,516</b>	<b>339,637</b>	<b>500,000</b>	<b>1</b>	<b>9,634</b>	<b>211,995</b>	<b>600,000</b>	<b>7</b>	<b>262,639</b>	<b>2,569,814</b>	<b>7,083,000</b>	<b>11</b>	<b>762,315</b>	<b>4,009,371</b>	<b>6,629,915</b>		

所得階層 資本金別	年 所 得 1 億 円 超 10 億 円 以 下				年 所 得 10 億 円 超				合 計								税 額					
	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	う ち 連 結 申 告 法 人 数	所 得 金 額	う ち 連 結 分	付 加 価 値 額	う ち 連 結 分	資 本 金 等 額	う ち 連 結 分	所 得 割	う ち 連 結 分	付 加 価 値 割	う ち 連 結 分	資 本 割	う ち 連 結 分
1 億 円 超 10 億 円 未 満	16	千円 5,595,635	千円 22,794,249	千円 9,390,997	2	千円 3,346,359	千円 7,634,672	千円 1,353,737	60	10	千円 9,874,579	千円 2,872,608	千円 43,143,733	千円 11,064,794	千円 26,375,714	千円 4,871,891	千円 162,009	千円 34,733	千円 1,079,028	千円 220,935	千円 222,113	千円 38,543
10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 満	2	357,433	7,667,781	9,060,818	4	11,470,848	36,201,337	12,019,447	10	2	11,946,739	4,186,419	47,553,637	11,524,589	36,615,872	2,941,000	153,848	17,200	933,900	94,134	284,212	20,468
50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 満																	5,390	1,872	37,406	17,310	6,346	4,001
100 億 円 以上	1	394,388	8,637,446	32,479,037	1	8,989,243	37,918,022	319,283,210	3	1	9,383,631		49,208,988	2,653,521	417,234,776	65,472,529	515,617	71,789	2,682,831	492,419	2,994,194	473,366
<b>合 計</b>	<b>19</b>	<b>6,347,456</b>	<b>39,099,476</b>	<b>50,930,852</b>	<b>7</b>	<b>23,806,450</b>	<b>81,754,031</b>	<b>332,656,394</b>	<b>73</b>	<b>13</b>	<b>31,204,949</b>	<b>7,059,027</b>	<b>139,906,358</b>	<b>25,242,904</b>	<b>480,226,362</b>	<b>73,285,420</b>	<b>933,801</b>	<b>134,569</b>	<b>5,292,955</b>	<b>888,410</b>	<b>3,712,215</b>	<b>550,094</b>

(注) 1 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。  
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」、「所得金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。  
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。  
 3 このほか(9)資本金及び所得階層別に準じて記載した。

(11) 付加価値割

区分	報酬給与額						純支払利子						純支払賃借料						単年度損益					
	特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分		
	報酬給与額 ①	外国分報酬 給与額 ②	非課税事業 報酬給与額 ③	課税対象 報酬給与額 ④	課税対象 報酬給与額 ⑤	課税対象 報酬給与額 ⑥	純支払利子 総額 ⑦	外国分純 支払利子 ⑧	非課税事業 純支払利子 ⑨	課税対象 純支払利子 ⑩	課税対象 純支払利子 ⑪	課税対象 純支払利子 ⑫	純支払賃借料 総額 ⑬	外国分 純支払賃借料 ⑭	非課税事業 純支払賃借料 ⑮	課税対象 純支払賃借料 ⑯	課税対象 純支払賃借料 ⑰	課税対象 純支払賃借料 ⑱	単年度損益 総額 ⑲	外国分 単年度損益 ⑳	非課税事業 単年度損益 ㉑	課税対象 単年度損益 ㉒	課税対象 単年度損益 ㉓	課税対象 単年度損益 ㉔
資本金別	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1億円超 10億円未満				43,015,498	43,015,498				722,026	722,026						2,227,672	2,227,672					8,231,304	8,231,304	
10億円 10億円超 50億円未満				40,017,811	40,017,811				1,035,375	1,035,375						3,927,733	3,927,733					20,751,508	20,751,508	
50億円 50億円超 100億円未満				43,148,295	43,148,295				6,153,289	6,153,289						2,464,668	2,464,668					4,354,654	4,354,654	
100億円以上				126,181,604	126,181,604				7,910,690	7,910,690						8,620,073	8,620,073					33,337,466	33,337,466	
小計				126,181,604	126,181,604				7,910,690	7,910,690						8,620,073	8,620,073					33,337,466	33,337,466	
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分				30,164	30,164				10,447	10,447												65,632	65,632	
合計				126,211,768	126,211,768				7,921,137	7,921,137						8,620,073	8,620,073					33,403,098	33,403,098	

(12) 付加価値割の内訳

区分	報酬給与額								純支払利子		純支払賃借料		単年度損益	
	給与分 ①	掛金分 ②	掛金 ③	控除分 ④	労働者 派遣分 ⑤	労働者派遣 を受けた 法人分 ⑥	労働者派遣 をした 法人分 ⑦	⑦のうち 控除分 ⑧	支払利子 ⑨	受取利子 ⑩	支賃 ⑪	受取賃借料 ⑫	単年度利益 を計上した 法人分 ⑬	単年度損失 を計上した 法人分 ⑭
資本金別	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1億円超 10億円未満	40,577,870	714,640	714,640		1,722,989	1,721,048	41,730	39,789	1,253,418	1,631,171	3,682,186	5,062,603	10,313,367	△ 2,082,064
10億円 10億円超 50億円未満	39,097,433	341,722	341,722		578,656	578,656			987,930	25,487	3,560,068	1,495,133	21,121,565	△ 370,057
50億円 50億円超 100億円未満	39,691,388	686,937	686,937		2,769,969	2,769,969			7,365,341	41,889,502	3,159,226	694,558	9,383,631	△ 5,028,976
100億円以上	119,366,691	1,743,299	1,743,299		5,071,614	5,069,673	41,730	39,789	9,606,689	43,546,160	10,401,480	7,252,294	40,818,563	△ 7,481,097
小計	119,366,691	1,743,299	1,743,299		5,071,614	5,069,673	41,730	39,789	9,606,689	43,546,160	10,401,480	7,252,294	40,818,563	△ 7,481,097
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分	28,322				1,842	1,842			10,447		1,354	3,942	65,632	
合計	119,395,013	1,743,299	1,743,299		5,073,456	5,071,515	41,730	39,789	9,617,136	43,546,160	10,402,834	7,256,236	40,884,195	△ 7,481,097

(注) 1 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。  
ただし、確定申告及び決定のない中間申告に係る普通法人は除いた。なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。  
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。



(13) 雇用安定控除

区分	付加価値額が0以下である法人															
	収 益 配 分 額 に 占 め る 報 酬 給 与 額 の 割 合				7 0 % 超 ~ 7 5 % 以 下				7 5 % 超 ~ 8 0 % 以 下				8 0 % 超 ~ 8 5 % 以 下			
	法 人 数	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額			
資本金別			千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円			
法第七十二 条に掲げる 二法第一分 項	1 億円超 10 億円未満	4	3	336,479		2	3,576,236	83,987	1	1,723,396	150,487	2	832,942	69,242		
	10 億円 10 億円超 50 億円未満	1	1	1,252,626					1	7,445,167	550,200					
	50 億円 50 億円超 100 億円未満															
	100 億円以上							1	39,575,957	1,657,935						
小 計	5	4	1,589,105		2	3,576,236	83,987	3	48,744,520	2,358,622	2	832,942	69,242			
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分					1	106,242	1,736									
合 計	5	4	1,589,105		3	3,682,478	85,723	3	48,744,520	2,358,622	2	832,942	69,242			

区分	収 益 配 分 額 に 占 め る 報 酬 給 与 額 の 割 合															
	8 5 % 超 ~ 9 0 % 以 下				9 0 % 超 ~ 9 5 % 以 下				9 5 % 超 ~ 1 0 0 % 以 下				合 計 ( 7 0 % 超 分 )			
	法 人 数	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額
資本金別			千円	千円			千円	千円			千円	千円			千円	千円
法第七十二 条に掲げる 二法第一分 項	1 億円超 10 億円未満	9	5,936,132	909,103	10	7,106,276	1,072,892	32	35,128,210	8,586,951	56	54,303,192	10,872,662			
	10 億円 10 億円超 50 億円未満				5	45,802,680	6,191,518	2	11,303,242	2,134,825	8	64,551,089	8,876,543			
	50 億円 50 億円超 100 億円未満															
	100 億円以上				1	5,105,750	2,452,230	1	11,439,199	2,801,753	3	56,120,906	6,911,918			
小 計	9	5,936,132	909,103	16	58,014,706	9,716,640	35	57,870,651	13,523,529	67	174,975,187	26,661,123				
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分											1	106,242	1,736			
合 計	9	5,936,132	909,103	16	58,014,706	9,716,640	35	57,870,651	13,523,529	68	175,081,429	26,662,859				

(注) 記載内容は(12)付加価値割の内訳に準じて記載した。

(14) 資本割

区分 資本金別	資本金	法人税法上の 資本金等の額	法第72条の21第1 項第1号に係る 加算分	法第72条の21第1 項第2号及び第3号 に係る控除分	法附則第9条第1項 ～第3項、第11項、 第12項及び第19項 に係る控除分	収入金額課税分	月数按分後の資 本金等の額	持株控除分	外国事業分	非課税事業分	法附則第9条第4項 ～第7項に係る控除 分	資本圧縮措置前 の資本金等の額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	資本圧縮措置分 ⑬	課税対象 資本金等の額 ⑫-⑬⑭
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
第法 一第 号七 イ十 に二 掲条 げの る二 法第 外 国 法 人 一 分項 第三号イに掲げる法人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1億円超 10億円未満	22,719,419	26,524,025				8,125	26,150,714					26,150,714		26,150,714
10億円														
10億円超 50億円未満	24,234,696	34,926,231					36,615,872					36,615,872		36,615,872
50億円														
50億円超 100億円未満														
100億円以上	456,548,903	668,822,783					675,084,406					675,084,406	257,849,630	417,234,776
小計	503,503,018	730,273,039				8,125	737,850,992					737,850,992	257,849,630	480,001,362
内 国 法 人	300,000	300,000					225,000					225,000		225,000
外 国 法 人														
小計	300,000	300,000					225,000					225,000		225,000
合 計	503,803,018	730,573,039				8,125	738,075,992					738,075,992	257,849,630	480,226,362

(15) 資本割に係る持株特例

区分 資本金別	内 国 法 人		左 の う ち 持 株 特 例 適 用 法 人			
	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	特 定 子 会 社 の 株 式 又 は 出 資 額 に 係 る 控 除 額	特 例 適 用 後 の 資 本 金 等 の 額
		千円		千円	千円	① - ② ③
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	100億円未満	73	62,573,465			
	100億円以上 500億円未満	1	32,479,037			
	500億円以上 1000億円未満	1	65,472,529			
	1000億円以上 2000億円未満					
	2000億円以上 3000億円未満					
	3000億円以上 4000億円未満					
	4000億円以上 5000億円未満					
	5000億円以上	1	577,132,840			
小計		76	737,657,871			
法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人分		1	225,000			
合 計		77	737,882,871			

(16) 資本割の圧縮措置

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別					
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500億円以下	74	95,245,623		95,245,623
	500億円超 1000億円以下	1	65,472,529		65,472,529
	1000億円超 2000億円以下				
	2000億円超 3000億円以下				
	3000億円超 4000億円以下				
	4000億円超 5000億円以下				
	5000億円超 6000億円以下	1	577,132,840	257,849,630	319,283,210
	6000億円超 7000億円以下				
	7000億円超 8000億円以下				
	8000億円超 9000億円以下				
	9000億円超 1兆円以下				
	1兆円超 2兆円以下				
	2兆円超 3兆円以下				
	3兆円超 4兆円以下				
	4兆円超 5兆円以下				
5兆円超					
小計		76	737,850,992	257,849,630	480,001,362

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別					
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 三 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500億円以下	1	225,000		225,000
	500億円超 1000億円以下				
	1000億円超 2000億円以下				
	2000億円超 3000億円以下				
	3000億円超 4000億円以下				
	4000億円超 5000億円以下				
	5000億円超 6000億円以下				
	6000億円超 7000億円以下				
	7000億円超 8000億円以下				
	8000億円超 9000億円以下				
	9000億円超 1兆円以下				
	1兆円超 2兆円以下				
	2兆円超 3兆円以下				
	3兆円超 4兆円以下				
	4兆円超 5兆円以下				
5兆円超					
小計		1	225,000		225,000
合計		77	738,075,992	257,849,630	480,226,362

(17) 徴収猶予

区分 資本金別	前年度までの徴収猶予分										本年度における徴収猶予分																												
	前年度までの当初徴収猶予額の総計					前年度までに納付された額の総計					前年度までに猶予を取消した額の総計					前年度までに納付を免除等した額の総計					前年度末の徴収猶予残額					法第72条の38の2第1項第1号又は第6項第1号該当		法第72条の38の2第1項第2号又は第6項第2号該当		小計		法第72条の38の2第1項第1号又は第6項第1号該当		法第72条の38の2第1項第2号又は第6項第2号該当		小計		本年度中の当初徴収猶予額	
	①		②			③		④			①-②-③-④ ⑤					⑥		⑦			⑥+⑦ ⑧		⑨		⑩			⑨+⑩ ⑪		⑧+⑩ ⑫									
	件数	猶予額	件数	納付額	件数	取消額	件数	免除等額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額									
1億円超 10億円未満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円									
10億円																																							
10億円超 50億円未満																																							
50億円																																							
50億円超 100億円未満																																							
100億円以上																																							
合計																															A	B							

区分 資本金別	本年度中に納付された額												本年度中に猶予を取消した額						本年度中に納付を免除等した額						本年度中の徴収猶予額の増加額						本年度末の当初分徴収猶予額の総計		本年度末における徴収猶予残額		調定額		徴収猶予率									
	⑬						⑭						⑮						⑫-⑬-⑭-⑮ ⑯						⑰		⑱		1年以下		1年超～2年以下		2年超～3年以下		3年超～4年以下		4年超～5年以下		5年超～6年以下		現事業年度分計		過事業年度分計		A / C B / D	
	件数		納付額				件数		取消額				件数		免除等額				件数		猶予額				件数		猶予額		件数		件数		件数		件数		⑲		⑳							
	件数	納付額	件数	取消額	件数	免除等額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額								
1億円超 10億円未満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		%	%					
10億円																																														
10億円超 50億円未満																																														
50億円																																														
50億円超 100億円未満																																														
100億円以上																																														
合計																																										C 10,333,155	D 123,339			

(18) 法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に関する調

区 分	資本金区分	分 割 法 人				県 内 法 人				合 計				税額
		法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	
				千円	千円			千円	千円			千円	千円	千円
電 気	1 億 円 以 下	4	4	1,060,543		93	93	9,416,445	3,592,401	97	97	10,476,988	3,592,401	206,854
	1 億 円 超					2	2	3,489,400	1,792,564	2	2	3,489,400	1,792,564	2,536,170
	合 計	4	4	1,060,543		95	95	12,905,845	5,384,965	99	99	13,966,388	5,384,965	2,743,024
供 給	1 億 円 超					4	4	15,708,598	5,221,773	4	4	15,708,598	5,221,773	15,570
	1 億 円 以 下					32	32	11,972,002	5,238,732	32	32	11,972,002	5,238,732	13
	合 計					32	32	11,972,002	5,238,732	32	32	11,972,002	5,238,732	13
ガ ス 供 給 業	1 億 円 以 下					3	3	1,235,352	135,118	3	3	1,235,352	135,118	13,948
	1 億 円 超					1	1	78,696	26,945	1	1	78,696	26,945	787
	合 計					4	4	1,314,048	162,063	4	4	1,314,048	162,063	14,735
生 命 保 険 業	1 億 円 以 下													
	1 億 円 超													
損 害 保 険 業	1 億 円 以 下													
	1 億 円 超													
少 額 短 期 保 険 業	1 億 円 以 下													
	1 億 円 超													
貿 易 保 険 業	1 億 円 以 下													
	1 億 円 超													
	合 計	4	4	1,060,543		128	128	22,623,799	8,966,251	132	132	23,684,342	8,966,251	220,815
合 計	1 億 円 超					7	7	19,276,694	7,041,282	7	7	19,276,694	7,041,282	2,552,527
	合 計	4	4	1,060,543		135	135	41,900,493	16,007,533	139	139	42,961,036	16,007,533	2,773,342

- (注) 1 令和2年度において測定したものうち、現事業年度分について記載した。  
 2 分割法人については、「税額」欄のみ記載し、その他の欄については本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。  
 3 「収入金額」欄には令和2年度において確定した法人の事業税額に対応する収入金額を記載した。  
 4 「所得金額」欄には法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に係る所得金額を記載した。

(19) 非課税事業

区 分	法 人			個 人	
	法人数	事業年度数	所得金額	人員	所得金額
			千円		千円
林 業	1	1	416		
鉱物の掘採事業	1	1	873,773		
農 業	50	50	166,951		
計	52	52	1,041,140		

- (注) 1 法人にあつては令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了したものの確定申告分(確定申告に係る修正申告、更正、決定を含む。)について、個人にあつては現年課税分について、それぞれ記載した。  
 2 分割法人(個人)については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人(個人)について記載した。  
 3 「所得金額」欄には、非課税事業のみを行うものについては、法人税又は所得税の課税標準である所得金額を、課税事業と非課税事業とを併せて行うものについては非課税事業に係る所得金額を記載した。

## 4 地方消費税に関する調

### (1) 調定額

(単位：千円)

区 分	前年度2、3月調定額	令和2年度 調定額合計	
		うち2、3月調定額	
譲渡割	2,817,674	28,170,579	3,061,819
貨物割	446,067	2,118,367	290,029
<b>合 計</b>	<b>3,263,741</b>	<b>30,288,946</b>	<b>3,351,848</b>

### (2) 清算金収入額、清算金支出額等

(単位：千円)

区 分	I期収入・支出額等	II期収入・支出額等	III期収入・支出額等	IV期収入・支出額等	収入・支出額等合計
<b>清算対象額</b>	<b>6,301,111</b>	<b>9,843,866</b>	<b>6,396,927</b>	<b>7,569,676</b>	<b>30,111,580</b>
一 般 財 源	2,988,781	4,675,866	3,031,860	3,595,541	14,292,048
社 会 保 障 財 源	3,312,330	5,168,000	3,365,067	3,974,135	15,819,532
<b>清算金収入額 (a)</b>	<b>6,854,945</b>	<b>9,625,858</b>	<b>4,394,609</b>	<b>6,998,866</b>	<b>27,874,278</b>
一 般 財 源	3,251,870	4,571,029	2,079,200	3,325,124	13,227,223
社 会 保 障 財 源	3,603,075	5,054,829	2,315,409	3,673,742	14,647,055
<b>清算金支出額 (b)</b>	<b>239,154</b>	<b>392,932</b>	<b>604,560</b>	<b>223,113</b>	<b>1,459,759</b>
一 般 財 源	113,539	186,671	288,033	105,679	693,922
社 会 保 障 財 源	125,615	206,261	316,527	117,434	765,837
<b>差 引 (a) - (b)</b>	<b>6,615,791</b>	<b>9,232,926</b>	<b>3,790,049</b>	<b>6,775,753</b>	<b>26,414,519</b>
一 般 財 源	3,138,331	4,384,358	1,791,167	3,219,445	12,533,301
社 会 保 障 財 源	3,477,460	4,848,568	1,998,882	3,556,308	13,881,218
<b>地方消費税交付金額</b>	<b>6,458,444</b>	<b>9,538,384</b>	<b>5,093,475</b>	<b>7,172,700</b>	<b>28,263,003</b>
一 般 財 源	3,063,552	4,530,106	2,411,506	3,407,485	13,412,649
社 会 保 障 財 源	3,394,892	5,008,278	2,681,969	3,765,215	14,850,354

- (注)1 令和2年度分について記載した。  
 2 清算及び交付の時期の区分は次による。  
 I期…対象期間 前年度 2月～4月 清算月 5月 交付金交付月 6月  
 II期…対象期間 5月～7月 清算月 8月 交付金交付月 9月  
 III期…対象期間 8月～10月 清算月 11月 交付金交付月 12月  
 IV期…対象期間 11月～1月 清算月 2月 交付金交付月 3月  
 3 「清算金収入額」及び「清算金支出額」は都道府県間で相殺した後の額である。

# 5 不動産取得税に関する調

## (1) 家 屋

区 分	①			②			③			④		⑤		⑥		⑦		⑧			減 免 等 さ れ る 前 の 税 額 ⑨	⑩		⑪		調 定 額 ⑨-⑩-⑪				
	件数	面 積	価 格	件数	面 積	価 格	件数	面 積	価 格	1 ㎡ 当 たり 評 価 額	控 除 額		控 除 額		件 数	面 積	価 格	左 の 内 訳				件 数	金 額	件 数	金 額					
											件 数	全 額 控 除 の 物 の 数	件 数	全 額 控 除 の 物 の 数				件 数	面 積	価 格							(イ) 住宅部分	(ロ) 住宅以外 の部分	(ハ) 住宅部分	(ニ) 住宅以外 の部分
木 造	専 用 住 宅	13	56	1,850	3,627	341,358	28,527,060	808	133,966	10,933,658	81,615	3	5,497	611	1	7,446,829	614	7,452,326	65	9,213	7,791	742	3,473,541	3,473,541	104,174		104,174			
	併用住宅																													
	住宅部分																													
	非住宅部分																													
	小 計																													
	そ の 他	3	12	297					378	71,309	3,552,318	49,816	1	93		1	93			378	3,552,225	14,993	3,537,232			3	780	141,294		
	小 計	16	68	2,147	3,627	341,358	28,527,060	1,257	229,983	16,304,619	70,895	4	5,590	701	1	8,023,054	705	8,028,644	65	9,213	7,791	1,191	8,268,184	4,399,324	3,868,860	286,833	3	780	286,053	
	専 用 住 宅	2	234	64	575	76,295	1,638,458	2,804	431,728	5,945,024	13,770																			
	併用住宅																													
	住宅部分																													
非住宅部分																														
小 計	2	234	64	575	76,295	1,638,458	3,350	551,794	7,122,639	12,908																				
計 A	18	302	2,211	4,202	417,653	30,165,518	4,607	781,777	23,427,258	29,967	4	5,590	709	1	8,042,758	713	8,048,348	65	9,213	7,791	4,541	15,371,119	10,708,656	4,662,463	507,701	30	1,826	3	780	505,095
非 木 造	専 用 住 宅	11	52	1,346	366	24,549	2,371,289	130	17,443	1,991,426	114,168	1	4,860	112	1	1,527,498	113	1,532,358	1	560	180	128	458,888	458,888	13,762		13,762			
	併用住宅																													
	住宅部分																													
	非住宅部分																													
	小 計																													
	そ の 他	5	38	716					303	225,233	15,962,130	70,869																		
	小 計	16	90	2,062	366	24,549	2,371,289	437	246,960	18,369,879	74,384	1	4,860	115	1	1,826,959	116	1,831,819	1	560	180	435	16,537,880	546,865	15,991,015	656,030		44	154,884	483,590
	専 用 住 宅				87	10,384	518,261	304	66,834	2,615,454	39,134																			
	併用住宅																													
	住宅部分																													
非住宅部分																														
小 計																														
そ の 他																														
小 計	16	90	2,062	453	34,933	2,889,550	1,075	545,167	30,621,984	56,170	1	4,860	129	1	1,894,580	130	1,899,440	1	560	180	1,073	28,722,364	3,596,512	25,125,852	1,112,887	3	360	46	184,394	928,133
合 計 A + B	34	392	4,273	4,655	452,586	33,055,068	5,682	1,326,944	54,049,242	40,732	5	10,450	838	2	9,937,338	843	9,947,788	66	9,773	7,971	5,614	44,093,483	14,305,168	29,788,315	1,620,588	33	2,186	49	185,174	1,433,228

(注) 1 令和2年度課税分について記載した。

なお、件数は1戸を1件とし、一構となるべき住宅が木造部分と非木造部分とからなっている場合の件数については、主たるものについて1件として計上し、面積及び価格等についても同様に記載した。

2 専用住宅及び併用住宅の区分については、おおむね固定資産評価基準における評点基準表の適用区分によって行った。

(2) 家屋の価格段階別

区 分	12万円未満のもの ①		12万円以上 18万円未満のもの ②		18万円以上 23万円未満のもの ③		23万円以上 30万円未満のもの ④		30万円を超え 50万円未満のもの ⑤		50万円を超え 350万円未満のもの ⑥		350万円を超え 420万円未満のもの ⑦		
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	
木 造	建築分	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	専用住宅	6	362	3	461	5	1,027	11	2,809	14	5,238	246	443,108	197	776,817
	併用住宅											1	1,404	1	3,637
	その他	5	297					1	238	9	3,710	140	282,665	27	103,633
	承継分														
	専用住宅	19	1,016	38	5,541	25	4,979	35	9,216	128	50,979	2,576	4,412,742	169	651,307
非 木 造	併用住宅			3	438	4	783	2	584	11	4,344	142	250,025	16	61,056
	その他			20	2,876	10	1,998	18	4,757	53	20,604	197	257,050	11	42,559
	小 計	<b>30</b>	<b>1,675</b>	<b>64</b>	<b>9,316</b>	<b>44</b>	<b>8,787</b>	<b>67</b>	<b>17,604</b>	<b>215</b>	<b>84,875</b>	<b>3,302</b>	<b>5,646,994</b>	<b>421</b>	<b>1,639,009</b>
	建築分	6	475	4	621	2	413	7	1,852	12	4,342	42	51,897	2	7,608
	併用住宅														
	その他	2	118	1	156	2	442	3	809	6	2,217	61	116,232	8	30,606
木 造	承継分														
	専用住宅	1	59	4	655	2	411	1	263	5	1,889	113	242,874	27	104,234
	併用住宅											9	20,010	3	11,085
	その他	1	118	5	764	4	853	4	1,025	10	3,976	83	141,352	9	33,566
	小 計	<b>10</b>	<b>770</b>	<b>14</b>	<b>2,196</b>	<b>10</b>	<b>2,119</b>	<b>15</b>	<b>3,949</b>	<b>33</b>	<b>12,424</b>	<b>308</b>	<b>572,365</b>	<b>49</b>	<b>187,099</b>
	合 計	<b>40</b>	<b>2,445</b>	<b>78</b>	<b>11,512</b>	<b>54</b>	<b>10,906</b>	<b>82</b>	<b>21,553</b>	<b>248</b>	<b>97,299</b>	<b>3,610</b>	<b>6,219,359</b>	<b>470</b>	<b>1,826,108</b>

区 分	420万円を超え 450万円未満のもの ⑧		450万円を超え 1,000万円未満のもの ⑨		1,000万円を超え 1,100万円未満のもの ⑩		1,100万円を超え 1,200万円未満のもの ⑪		1,200万円を超え 1,300万円未満のもの ⑫		1,300万円を超え 1,400万円未満のもの ⑬		1,400万円を超え 1,500万円未満のもの ⑭		
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	
木 造	建築分	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	専用住宅	206	891,458	2,124	16,462,650	497	5,199,667	413	4,742,486	227	2,826,415	147	1,980,997	121	1,752,518
	併用住宅			8	73,481	6	63,382	5	57,625	6	73,893	7	94,912	4	56,925
	その他	6	26,107	110	782,632	13	135,810	11	124,874	7	87,000	9	120,837	7	100,588
	承継分														
	専用住宅	71	308,343	292	1,662,522	3	31,129	4	45,032	2	24,593	2	26,506	3	43,428
非 木 造	併用住宅			17	101,443										
	その他	3	13,053	21	124,108	1	10,326			1	12,487				
	小 計	<b>291</b>	<b>1,260,468</b>	<b>2,572</b>	<b>19,206,836</b>	<b>520</b>	<b>5,440,314</b>	<b>433</b>	<b>4,970,017</b>	<b>243</b>	<b>3,024,388</b>	<b>165</b>	<b>2,223,252</b>	<b>135</b>	<b>1,953,459</b>
	建築分	8	35,238	247	1,615,404	24	251,599	29	332,534	18	222,615	35	464,966	22	322,296
	併用住宅											1	13,315		
	その他	4	17,473	53	364,143	6	62,518	6	68,864	8	100,797	5	67,378	6	85,746
木 造	承継分														
	専用住宅	18	78,360	172	1,103,449	9	95,058	6	67,794	2	24,577	4	53,749	1	14,232
	併用住宅	1	4,351	17	123,352	3	31,515	1	11,445	1	13,711	1	13,711		
	その他	1	4,492	60	423,700	8	83,542	1	11,619	5	62,893	1	13,839	3	43,701
	小 計	<b>32</b>	<b>139,914</b>	<b>549</b>	<b>3,630,048</b>	<b>50</b>	<b>524,232</b>	<b>43</b>	<b>492,256</b>	<b>33</b>	<b>410,882</b>	<b>47</b>	<b>626,958</b>	<b>32</b>	<b>465,975</b>
	合 計	<b>323</b>	<b>1,400,382</b>	<b>3,121</b>	<b>22,836,884</b>	<b>570</b>	<b>5,964,546</b>	<b>476</b>	<b>5,462,273</b>	<b>276</b>	<b>3,435,270</b>	<b>212</b>	<b>2,850,210</b>	<b>167</b>	<b>2,419,434</b>



区 分	1,500万円を超え 1,600万円以下のもの ⑮		1,600万円を超え 1,700万円以下のもの ⑯		1,700万円を超え 1,800万円以下のもの ⑰		1,800万円を超え 1,900万円以下のもの ⑱		1,900万円を超え 2,000万円以下のもの ⑲		2,000万円を超えるもの ⑳		合 計 ㉑				
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格			
木 造	建 築 分	専用住宅	75	1,157,967	43	705,198	28	488,719	23	423,971	9	174,607	53	1,426,093	4,448	39,462,568	
		併用住宅	2	31,031	5	81,491	4	69,884			2	38,724	20	1,172,254	71	1,818,643	
		そ の 他	4	61,681	5	81,881	1	17,090			4	78,347	22	1,545,225	381	3,552,615	
	承 継 分	専用住宅	2	31,264	2	32,988	2	34,820	1	18,369			7	188,772	3,381	7,583,546	
		併用住宅									1	19,066	4	101,691	205	560,937	
		そ の 他	1	15,723			1	17,493	1	18,489			3	75,155	341	616,678	
	小 計	84	1,297,666	55	901,558	36	628,006	25	460,829	16	310,744	109	4,509,190	8,827	53,594,987		
	非 木 造	建 築 分	専用住宅	20	308,939	5	82,040	6	106,618	1	18,032	2	39,217	15	497,355	507	4,364,061
			併用住宅	1	15,977									2	387,031	4	416,323
			そ の 他	9	139,833	4	65,276	2	35,242	3	55,810	4	77,715	115	14,671,471	308	15,962,846
承 継 分		専用住宅	2	31,150	1	16,521	2	35,572	2	36,600			19	1,226,268	391	3,133,715	
		併用住宅	1	15,774	1	16,959			2	36,234	2	38,257	6	505,222	47	827,915	
		そ の 他	9	139,233	2	33,183	2	35,070	4	74,456	3	58,982	72	7,642,372	287	8,808,736	
小 計		42	650,906	13	213,979	12	212,502	12	221,132	11	214,171	229	24,929,719	1,544	33,513,596		
合 計		126	1,948,572	68	1,115,537	48	840,508	37	681,961	27	524,915	338	29,438,909	10,371	87,108,583		

(3) 土 地

区 分	① 価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの				② 法第73条の14第6項から第10項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの				③ 法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの				④ 法第73条の14第6項から第10項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの		⑤ 課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの		
	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	面 積	価 格	特例適用前の価格	件 数	控除額	件数	面 積	価 格
住宅用宅地	806	53,585	21,845	43,690	1	328	4,246	8,492	8,743	7,591,943	22,686,635	45,373,270					
上記以外の宅地	44	3,690	1,946	3,892					678	5,279,638	1,487,495	2,974,990					
農 地	1,070	1,402,900	25,478	25,478					1,334	13,127,845	733,511	733,511	588	122,983			
山 林	372	660,848	4,199	4,199					238	10,408,651	620,895	620,895					
そ の 他	76	147,630	868	868					70	2,505,210	60,677	60,677	5	743			
計	2,368	2,268,653	54,336	78,127	1	328	4,246	8,492	11,063	38,913,287	25,589,213	49,763,343	593	123,726			

- (注) 1 令和2年度課税分について記載した。  
2 地目の区分で、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」の欄に計上した。  
3 ①、②、③欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。  
4 「特例適用前の価格」欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用前の額（固定資産税評価額）を記載した。

区分	課税標準額 ③-④-⑤ ⑥	減免等される前の税額 ⑦	法第73条の24の規定の適用により全額減額されるもの ⑧		法第73条の24の規定に該当したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定の適用により徴収猶予をしているもの ⑩		法第73条の27の2から法第73条の27の7まで並びに法附則第11条の4、第12条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの ⑪		調定額 ⑦-⑧-⑨ -⑩-⑪	
			件数	減額した額 千円	件数	減額した額 千円	件数	徴収猶予額 千円	件数	減額、納税義務の免除をした額 千円		件数
住宅用宅地	22,686,635	680,011	1,436	61,442	653	40,799		26	924	3	924	575,922
上記以外の宅地	1,487,495	44,561	47	1,129	16	1,113						42,319
農地	610,528	17,558						137	1,851	4	16	15,691
山林	620,895	18,596	1	1								18,595
その他	59,934	1,716						1	71			1,645
計	25,465,487	762,442	1,484	62,572	669	41,912		164	2,846	7	940	654,172

(4) 土地の価格段階別

区分	10万円未満のもの ①		10万円以上13万円以下のもの ②		13万円を超え20万円以下のもの ③		20万円を超え150万円以下のもの ④		150万円を超え200万円以下のもの ⑤		200万円を超え500万円以下のもの ⑥		500万円を超え1,000万円以下のもの ⑦		1,000万円を超え2,000万円以下のもの ⑧		2,000万円を超えるもの ⑨		合計 ⑩	
	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円
住宅用宅地	817	22,463	45	5,172	129	21,346	4,219	3,638,840	1,259	2,190,341	2,330	6,908,607	470	3,240,523	177	2,453,680	104	4,231,754	9,550	22,712,726
上記以外の宅地	48	2,194	15	1,752	27	4,683	423	294,048	54	94,424	106	329,827	26	173,151	11	157,868	12	431,494	722	1,489,441
農地	1,084	26,008	91	10,356	210	35,165	947	503,536	33	56,139	35	91,626	3	17,552	1	18,607			2,404	758,989
山林	378	4,535	48	5,447	60	9,684	115	56,003	2	3,295	4	12,743	2	14,950			1	518,437	610	625,094
その他	76	868	16	1,825	16	2,560	29	14,147	2	3,283	5	13,498	1	7,949	1	17,415			146	61,545
計	2,403	56,068	215	24,552	442	73,438	5,733	4,506,574	1,350	2,347,482	2,480	7,356,301	502	3,454,125	190	2,647,570	117	5,181,685	13,432	25,647,795

(注) 「価格」欄については、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

(5) 課税標準の特例の適用状況

区分	法第73条の14第1項(第2項を含み、法附則第11条第8項及び第11項に該当するものを除く。)に該当するもの(1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの(耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第5項に該当するもの(公営住宅等控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの(収用控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの(市街地再開発事業)		法第73条の14第8項第1号に該当するもの(土地区画整理法)		法第73条の14第8項第2号に該当するもの(都市再開発法)		法第73条の14第8項第3号に該当するもの(防災街区整備法)		法第73条の14第9項第1号に該当するもの(農振地域(交換分合))		法第73条の14第9項第2号に該当するもの(農振地域(整備計画))		法第73条の14第10項に該当するもの(防災街区整備事業)		法第73条の14第11項に該当するもの(家庭的保育事業)(実績)		法第73条の14第11項に該当するもの(家庭的保育事業)(居宅訪問型保育事業)(参酌基準による場合)		法第73条の14第12項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(実績)		
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数
家屋	建築分	4,338	36,032,312					5	10,450																				
	承継分	38	217,918	646	2,026,125																								
	小計	4,376	36,250,230	646	2,026,125			5	10,450																				
土地							2	4,289																					
計	4,376	36,250,230	646	2,026,125			7	14,739																					

区分	法第73条の14第12項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準による場合)		法第73条の14第13項に該当するもの(事業所内保育事業)(実績)		法第73条の14第13項に該当するもの(事業所内保育事業)(参酌基準による場合)		法第73条の14第14項に該当するもの(認定生活困窮者就労訓練事業)		法附則第11条第1項(農用地利用集積計画)		法附則第11条第2項(高規格堤防)		法附則第11条第3項(特定目的会社)		法附則第11条第4項(投資信託の引受け)		法附則第11条第5項(投資法人)		法附則第11条第6項(PFI〔公共施設等〕)		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(実績)		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(参酌基準による場合)		法附則第11条第8項(認定長期優良住宅)		法附則第11条第9項(重要無形文化財)		
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数
家屋	建築分																									394	4,431,478		
	承継分																												
	小計																								394	4,431,478			
土地								592	123,683																				
計								592	123,683																394	4,431,478			

区分	法附則第11条第10項 (農林漁業経営近代化・合理化)		法附則第11条第11項 (サービス付き高齢者 向け賃貸住宅)		法附則第11条第12項第1 号イ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋)		法附則第11条第12項第1 号ロ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋の敷地)		法附則第11条第12項第2 号イ (不動産特定共同事業契約: 特定家屋の敷地)		法附則第11条第12項第2 号ロ (不動産特定共同事業契約: 建替え家屋)		法附則第11条第12項第2 号ハ (不動産特定共同事業契約: 新築特定家屋)		法附則第11条第12項第2 号ニ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋)		法附則第11条第12項第2 号ホ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋の敷地)		法附則第11条第13項 (健康サポート薬局)		法附則第11条第14項 (低未利用土地)		法附則第11条第15項 (認定経営力向上計画)	
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋 小計		千円	37	284,572		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
			37	284,572																				
	計		37	284,572																				
土地																								

区分	法附則第11条第16項 (帰還環境整備推進法人)		法附則第11条の5第1項 (宅地評価土地)		法附則第51条第1項 (東日本大震災による代替家屋)		法附則第51条第2項 (東日本大震災による代替家屋 の敷地)		法附則第51条第3項 (東日本大震災による代替農用 地)		法附則第51条第4項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替家屋)		法附則第51条第5項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替家屋の敷 地)		法附則第51条第6項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替農用地)		法附則第51条の2 (津波被災区域で行う土地改良 事業)		廃止後もなおその効力を 有する課税標準の特例の 規定に該当するもの		その他課税標準の特例 の規定に該当するもの		合計			
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋 小計		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	4,774	40,758,812	684	2,244,043
																							5,458	43,002,855		
	計		9,430	24,148,880																			15,482	67,279,707		
土地																							10,024	24,276,852		

(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況

区分	法第73条の2第7項に該当するもの (附帯設備分減額)		法第73条の24第1項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用住宅用土地(2年以内新築))		法第73条の24第1項第2号に該当するもの (特例適用住宅用土地(1年前内新築))		法第73条の24第1項第3号に該当するもの (特例適用住宅用土地(新築1年以内))		法第73条の24第2項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第2項第2号に該当するもの (特例適用耐震基準適合既存住宅用土地(1年前内))		法第73条の24第3項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準不適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第3項第2号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準不適合既存住宅用土地(1年前内))		法第73条の27の2に該当するもの (耐震基準不適合住宅)	
	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円
家																		
屋																		
土			1,052	56,064	40	2,163	421	19,231	621	26,215	19	811						
地																		
合計			1,052	56,064	40	2,163	421	19,231	621	26,215	19	811						

区分	法第73条の27の3に該当するもの (被取用不動産の代替不動産)		法第73条の27の4に該当するもの (譲渡担保財産)		法第73条の27の5第1項(第2項を含む。)に該当するもの (第2種市街地再開発事業)		法第73条の27の6に該当するもの (農地利用集積円滑化団体等)		法第73条の27の7に該当するもの (土地改良区)		法附則第11条の4第1項(第2項を含む。)に該当するもの (心身障害者多数雇用事業所)		法附則第11条の4第3項に該当するもの (サービスキ高年齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条の4第4項(第5項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(住宅))		法附則第11条の4第6項(第7項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(土地))	
	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円
家																		
屋			1	266										32	1,920			
土																	26	924
地			1	71			136	1,818										
合計			2	337			136	1,818						32	1,920		26	924

区分	法附則第12条第1項(第3項を含む。)に該当するもの		法附則第62条第1項に該当するもの (耐震基準不適合住宅)		法附則第62条第2項に該当するもの		廃止後もなおその効力を有する減免等の規定に該当するもの		その他減免等の規定に該当するもの		合計	
	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円	件数	措置額 千円
家												
屋									49	185,174	50	185,440
土								1	26	2,180	105,434	
地	1	33					6	914	144	2,836		
合計	1	33						56	186,114	2,406	295,630	

## 6 ゴルフ場利用税に関する調

区分	税率	施設数	利用人員 ①	非課税利用人員						差引利用人員 ①－(②+③+④+⑤+⑥+⑦)	調定額
				法第75条の2 第1号に該当 する者 ②	法第75条の2 第2号に該当 する者 ③	法第75条の2 第3号に該当 する者 ④	法第75条の3 第1号に該当 する者 ⑤	法第75条の3 第2号に該当 する者 ⑥	法附則第12条 の2に該当す る者 ⑦		
ゴ	1,200円 1,100円以上1,200円未満 1,000円以上1,100円未満 800円超1,000円未満 800円	1	29,175	77	6,755	113		49		22,181	19,186
	600円以上800円未満 400円以上600円未満 400円未満	3	68,055	95	10,983	378		5		56,594	25,465
	小計	4	97,230	172	17,738	491		54		78,775	44,651
	18ホールを超えるもの										
ル	1,200円 1,100円以上1,200円未満 1,000円以上1,100円未満 800円超1,000円未満 800円	1	21,691	11	2,271	27				19,382	12,771
	600円以上800円未満 400円以上600円未満 400円未満	7	158,750	411	24,071	534		52		133,682	64,895
	小計	9	201,482	506	29,626	583		52		170,715	86,796
	18ホール未満9ホールを超えるもの										
フ	500円以上 400円以上500円未満 300円以上400円未満 300円未満										
	小計										
	9ホール										
場	500円以上 400円以上500円未満 300円以上400円未満 300円未満	2	17,069	49	4,041	76		14		12,889	5,156
	小計	2	17,069	49	4,041	76		14		12,889	5,156
	計	15	315,781	727	51,405	1,150		120		262,379	136,603

(注) 1 「施設数」欄には、令和3年2月末日現在における税率区分の別により、同日現在の実数を記載した。ただし、1つの施設で2月末日現在の適用税率が夏期の適用税率に比べ低いときは、夏期の適用税率によった。  
 2 「利用人員」欄には、「施設数」欄に記載されている施設の令和2年3月1日から令和3年2月末日までの間の利用人員（延数）を記載した。  
 3 「非課税利用人員」欄には、上記2の利用人員のうち、法第75条の2又は第75条の3又は附則第12条の2の規定による非課税措置の適用を受けた利用人員（延数）を記載した。

# 7 自動車税に関する調

(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調

ア 新車

区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	ASV特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額		
					千円	千円	千円	千円	千円		
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	5	5						
			自家用	10,927	5,045	23	5,882	17,672,983	91,000	17,581,983	332,437
			計	10,932	5,050	23	5,882	17,672,983	91,000	17,581,983	332,437
		小型車	営業用	32	26		6	11,398	3,000	8,398	123
			自家用	12,642	3,025	266	9,617	16,323,470		16,323,470	289,568
			計	12,674	3,051	266	9,623	16,334,868	3,000	16,331,868	289,691
			計	37	31	6	11,398	3,000	8,398	123	
			計	23,569	8,070	289	15,499	33,996,453	91,000	33,905,453	622,005
			計	23,606	8,101	289	15,505	34,007,851	3,000	33,913,851	622,128
		トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	417	124		293	3,337,427	551,250	2,786,177
	自家用			1,163	465		698	4,019,614	1,338,750	2,680,864	39,939
			計	1,580	589		991	7,357,041	1,890,000	5,467,041	57,019
	けん引車		営業用	75	3		72	1,044,853		1,044,853	10,438
			自家用	7			7	124,159		124,159	2,872
			計	82	3		79	1,169,012		1,169,012	13,310
	被けん引車		営業用	45			45	463,671		463,671	9,273
			自家用	10	1		9	73,682		73,682	2,211
			計	55	1		54	537,353		537,353	11,484
	貨客兼用車		営業用	9	4		5	10,276		10,276	120
		自家用	1,721	775		946	1,813,537	98,000	1,715,537	45,262	
	計	1,730	779		951	1,823,813	98,000	1,725,813	45,382		
	計	546	131	415	4,856,227	551,250	4,304,977	36,911			
	計	2,901	1,241	1,660	6,030,992	1,436,750	4,594,242	90,284			
	計	3,447	1,372	2,075	10,887,219	1,988,000	8,899,219	127,195			
バス	営業用	一般乗合用	22	19		3	56,400		56,400	564	
		一般乗合用以外	19	15		4	70,690	3,500	67,190	1,344	
	自家用	72	50		22	228,052	115,500	112,552	2,769		
	計	113	84		29	355,142	119,000	236,142	4,677		
三輪の小型自動車	営業用										
	自家用										
	計										
特種用途車	営業用	営業用	355	46	5	309	4,223,868	248,500	3,975,368	27,526	
		自家用	641	336	45	305	2,133,196	449,750	1,683,446	32,497	
		計	996	382	50	614	6,357,064	698,250	5,658,814	60,023	
	計	979	242	5	737	9,218,583	3,000	8,412,333	66,468		
	計	27,183	9,697	334	17,486	42,388,693	2,093,000	40,295,693	747,555		
	計	28,162	9,939	339	18,223	51,607,276	3,000	48,708,026	814,023		

区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額	
					千円	千円	千円	千円	千円	
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	4		4	6,712		6,712	89	
		自家用	15,883	12,072	47	3,811	5,749,600		5,749,600	58,099
		計	15,887	12,072	47	3,815	5,756,312		5,756,312	58,188
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	239	125		114	123,514		123,514	2,460
		自家用	5,958	279	8	5,679	5,786,374		5,786,374	115,529
		計	6,197	404	8	5,793	5,909,888		5,909,888	117,989
	三 輪 車	営業用								
		自家用								
		計								
		計	243	125		118	130,226		130,226	2,549
	自家用	21,841	12,351	55	9,490	11,535,974		11,535,974	173,628	
	計	22,084	12,476	55	9,608	11,666,200		11,666,200	176,177	
総 計	営業用	1,222	367	5	855	9,348,809	3,000	803,250	8,542,559	69,017
	自家用	49,024	22,048	389	26,976	53,924,667		2,093,000	51,831,667	921,183
	計	50,246	22,415	394	27,831	63,273,476	3,000	2,896,250	60,374,226	990,200

- (注)1 「新規登録、新規検査又は届出台数」欄には、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局等に新規登録、新規検査又は届出のあった台数を記載した。ただし、中古新規に係る登録台数は、中古車に含めた。
- 2 「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち、法第148条、法第149条、法第445条、法第446条、法附則第12条の2の10第1項、第2項、第29条の8の2、第53条の2第1項から第3項及び第57条第1項から第3項の規定の適用を受けた自動車等、条例により課税免除又は全額を減免した自動車等の台数を記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。
- 4 「バリアフリー特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第1項から第3項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 5 「A S V特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第4項から第7項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 6 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。
- 7 「特種用途車」欄には、いわゆる8ナンバーの自動車と0ナンバーの軽自動車を記載した。
- 8 軽自動車税（環境性能割）については、県が徴収した令和2年2月から令和3年1月（市町村への払い込みが令和2年4月から令和3年3月）分の実績を記載した。



イ 中古車

区 分	新規登録、 新規検査又は届出 台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額		
								千円	千円	千円		
自動車 税 環 境 性 能 割	乗 用 車	普 通 車	営業用	12	15	23	50	49	1	1,851	1,851	37
			自家用	11,125	12,494	4,960	28,579	26,909	21	1,670	1,974,192	1,974,192
		計	11,137	12,509	4,983	28,629	26,958	21	1,671	1,976,043	1,976,043	37,976
		小 型 車	営業用	68	14	27	109	108	1	918	918	18
			自家用	7,769	13,819	5,067	26,655	25,449	15	1,206	967,122	967,122
		計	7,837	13,833	5,094	26,764	25,557	15	1,207	968,040	968,040	15,065
	計	80	29	50	159	157	2	2,769	2,769	55		
	計	18,894	26,313	10,027	55,234	52,358	36	2,876	2,941,314	2,941,314	52,986	
	計	18,974	26,342	10,077	55,393	52,515	36	2,878	2,944,083	2,944,083	53,041	
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	380	479	509	1,368	1,297	71	152,468	152,468	1,023
			自家用	1,352	2,427	1,044	4,823	4,696	127	236,878	236,878	3,556
			計	1,732	2,906	1,553	6,191	5,993	198	389,346	389,346	4,579
		けん引車	営業用	56	71	134	261	243	18	23,713	23,713	282
			自家用	23	21	1	45	41	4	6,980	6,980	117
		計	79	92	135	306	284	22	30,693	30,693	399	
		被けん引車	営業用	25	48	70	143	142	1	836	836	17
			自家用	12	13	7	32	31	1	870	870	26
		計	37	61	77	175	173	2	1,706	1,706	43	
		貨客兼用車	営業用	12	13	27	52	52				
			自家用	1,283	1,522	948	3,753	3,692	61	48,139	48,139	1,129
		計	1,295	1,535	975	3,805	3,744	61	48,139	48,139	1,129	
	計	473	611	740	1,824	1,734	90	177,017	177,017	1,322		
	計	2,670	3,983	2,000	8,653	8,460	193	292,867	292,867	4,828		
計	3,143	4,594	2,740	10,477	10,194	283	469,884	469,884	6,150			
バス	営業用	一般乗合用	35	16	59	110	109	1	1,467	1,467	29	
		一般乗合用以外	55	20	68	143	137	6	5,085	5,085	59	
自家用	55	109	51	215	204	11	9,408	9,408	234			
計	145	145	178	468	450	18	15,960	15,960	322			
三輪の小型自動車	営業用											
	自家用											
計												
特 種 用 途 車	営業用	189	338	408	935	868	67	103,392	103,392	827		
	自家用	419	610	488	1,517	1,485	32	48,188	48,188	783		
	計	608	948	896	2,452	2,353	99	151,580	151,580	1,610		
計	832	1,014	1,325	3,171	3,005	166	289,730	289,730	2,292			
計	22,038	31,015	12,566	65,619	62,507	36	3,112	3,291,777	3,291,777	58,831		
計	22,870	32,029	13,891	68,790	65,512	36	3,278	3,581,507	3,581,507	61,123		

区 分	新規登録、 新規検査又は届出台数 ①	移転登録 台 数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課 税 台 数 ④-⑤	取 得 価 額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額	
								千円	千円	千円	
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	5	5	2	12	12				
		自家用	22,331	33,878	9,299	65,508	65,018	2	490	345,497	3,467
		計	22,336	33,883	9,301	65,520	65,030	2	490	345,497	3,467
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	116	36	30	182	179	3	3	1,767	35
		自家用	5,433	10,996	2,050	18,479	18,193	286	286	165,684	3,300
		計	5,549	11,032	2,080	18,661	18,372	289	289	167,451	3,335
	三 輪 車	営業用									
		自家用									
		計									
	計	営業用	121	41	32	194	191	3	3	1,767	35
自家用		27,764	44,874	11,349	83,987	83,211	2	776	511,181	6,767	
計		27,885	44,915	11,381	84,181	83,402	2	779	512,948	6,802	
総 計	営業用	953	1,055	1,357	3,365	3,196	169	169	291,497	2,327	
	自家用	49,802	75,889	23,915	149,606	145,718	38	3,888	3,802,958	65,598	
	計	50,755	76,944	25,272	152,971	148,914	38	4,057	4,094,455	67,925	

- (注) 1 「移転登録台数」欄には、道路運送車両法第13条に規定する移転登録台数、所有者の変更により道路運送車両法施行規則第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けた台数を記載した。
- 2 「自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係るもの」欄には、所有権留保付売買が行われたことに伴い道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けたもの及び同法施行規則第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入(使用者変更)を受けたものを記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「計」に記載された台数のうち自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)が課税された台数を記載した。
- 4 その他、前記アに準じて記載した。

ウ 新車・中古車

区 分	新規登録、新規検査、届出回数、移転登録回数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	ASV特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額					
										①	②	千円	千円	千円
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	55	54				1	1,851			1,851	37
			自家用	39,506	31,954	44	7,552	19,647,175	91,000	19,556,175	370,376			
		計	39,561	32,008	44	7,553	19,649,026	91,000	19,558,026	370,413				
		小型車	営業用	141	134		7	12,316	3,000	9,316	141			
			自家用	39,297	28,474	281	10,823	17,290,592		17,290,592	304,615			
		計	39,438	28,608	281	10,830	17,302,908	3,000	17,299,908	304,756				
	計	196	188		8	14,167	3,000	11,167	178					
	計	78,803	60,428	325	18,375	36,937,767	91,000	36,846,767	674,991					
	計	78,999	60,616	325	18,383	36,951,934	3,000	36,857,934	675,169					
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	1,785	1,421		364	3,489,895	551,250	2,938,645	18,103			
			自家用	5,986	5,161		825	4,256,492	1,338,750	2,917,742	43,495			
			計	7,771	6,582		1,189	7,746,387	1,890,000	5,856,387	61,598			
		けん引車	営業用	336	246		90	1,068,566		1,068,566	10,720			
			自家用	52	41		11	131,139		131,139	2,989			
		計	388	287		101	1,199,705		1,199,705	13,709				
		被けん引車	営業用	188	142		46	464,507		464,507	9,290			
			自家用	42	32		10	74,552		74,552	2,237			
		計	230	174		56	539,059		539,059	11,527				
		貨客兼用車	営業用	61	56		5	10,276		10,276	120			
			自家用	5,474	4,467		1,007	1,861,676	98,000	1,763,676	46,391			
計		5,535	4,523		1,012	1,871,952	98,000	1,773,952	46,511					
計	2,370	1,865		505	5,033,244	551,250	4,481,994	38,233						
計	11,554	9,701		1,853	6,323,859	1,436,750	4,887,109	95,112						
計	13,924	11,566		2,358	11,357,103	1,988,000	9,369,103	133,345						
バス	営業用	一般乗合用	132	128		4	57,867		57,867	593				
		一般乗合用以外	162	152		10	75,775	3,500	72,275	1,403				
	自家用	287	254		33	237,460	115,500	121,960	3,003					
計	581	534		47	371,102	119,000	252,102	4,999						
三輪の小型自動車	営業用													
	自家用													
特種用途車	営業用	1,290	914	5	376	4,327,260	248,500	4,078,760	28,353					
	自家用	2,158	1,821	45	337	2,181,384	449,750	1,731,634	33,280					
	計	3,448	2,735	50	713	6,508,644	698,250	5,810,394	61,633					
	計	4,150	3,247	5	903	9,508,313	3,000	8,702,063	68,760					
計	92,802	72,204	370	20,598	45,680,470	2,093,000	43,587,470	806,386						
計	96,952	75,451	375	21,501	55,188,783	3,000	52,289,533	875,146						

区 分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額	バリアフリー特例に係る控除額	ASV特例に係る控除額	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額	
										①
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	16	12	4	6,712			6,712	89
		自家用	81,391	77,090	49	4,301	6,095,097		6,095,097	61,566
		計	81,407	77,102	49	4,305	6,101,809		6,101,809	61,655
	四輪トラック	営業用	421	304	117	125,281			125,281	2,495
		自家用	24,437	18,472	8	5,965	5,952,058		5,952,058	118,829
		計	24,858	18,776	8	6,082	6,077,339		6,077,339	121,324
	三輪車	営業用								
		自家用								
		計								
	計	営業用	437	316	121	131,993			131,993	2,584
		自家用	105,828	95,562	57	10,266	12,047,155		12,047,155	180,395
		計	106,265	95,878	57	10,387	12,179,148		12,179,148	182,979
総 計	営業用	4,587	3,563	5	1,024	9,640,306	3,000	803,250	8,834,056	71,344
	自家用	198,630	167,766	427	30,864	57,727,625		2,093,000	55,634,625	986,781
	計	203,217	171,329	432	31,888	67,367,931	3,000	2,896,250	64,468,681	1,058,125

(注) 前記ア及びイに準じて記載した。

エ 取得価額段階別（新車）

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え100万円以下のもの		100万円を超え150万円以下のもの		150万円を超え200万円以下のもの		200万円を超え250万円以下のもの		250万円を超え300万円以下のもの		300万円を超えるもの		合 計											
			台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額						
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
自動車 税 環 境 性 能 割	乗用車	普通車	営業用	24	1	892	18	2	2,432	49	508	935,813	18,565	1,161	2,597,342	51,113	2,552	6,845,689	122,762	1,658	7,290,815	139,930	5,882	17,672,983	332,437	
			自家用	24	1	892	18	2	2,432	49	508	935,813	18,565	1,161	2,597,342	51,113	2,552	6,845,689	122,762	1,658	7,290,815	139,930	5,882	17,672,983	332,437	
		小型車	営業用					1	1,171	13	3	5,733	40	2	4,494	70								6	11,398	123
			自家用	3	5	4,419	88	2,326	3,167,225	47,731	6,464	11,205,186	205,434	526	1,159,325	22,301	286	755,946	13,510	10	31,369	504	9,617	16,323,470	289,568	
		計	営業用					1	1,171	13	3	5,733	40	2	4,494	70								6	11,398	123
			自家用	27	6	5,311	106	2,328	3,169,657	47,780	6,972	12,140,999	223,999	1,687	3,756,667	73,414	2,838	7,601,635	136,272	1,668	7,322,184	140,434	15,499	33,996,453	622,005	
	計	営業用					1	1,171	13	3	5,733	40	2	4,494	70								6	11,398	123	
		自家用	27	6	5,311	106	2,329	3,170,828	47,793	6,975	12,146,732	224,039	1,689	3,761,161	73,484	2,838	7,601,635	136,272	1,668	7,322,184	140,434	15,505	34,007,851	622,128		
	トラック	けん引車	営業用	3	35	25,208	139	12	13,600	100	8	14,392	81	1	2,215	44	10	28,158	282	227	3,253,854	16,434	293	3,337,427	17,080	
			自家用	19	54	42,002	705	171	213,245	3,879	52	88,738	1,671	27	57,790	1,551	105	278,932	6,813	289	3,338,907	25,320	698	4,019,614	39,939	
		計	営業用																							
			自家用	22	89	67,210	844	183	226,845	3,979	60	103,130	1,752	28	60,005	1,595	115	307,090	7,095	516	6,592,761	41,754	991	7,357,041	57,019	
		被けん引車	営業用																					72	1,044,853	10,438
			自家用																					7	124,159	2,872
		計	営業用																					79	1,169,012	13,310
			自家用	1	1	700	21				1	1,718	52											7	124,159	2,872
		貨客兼用車	営業用																					45	463,671	9,273
			自家用	1	1	700	21				1	1,718	52											7	71,264	2,138
		計	営業用																					5	10,276	120
			自家用	11	3	2,730	63	284	410,737	12,160	434	670,421	20,069	43	91,363	2,739	117	324,220	6,125	65	314,066	4,106	946	1,813,537	45,262	
	計	営業用	3	35	25,208	139	12	13,600	100	11	18,983	173	1	2,215	44	12	33,843	310	344	4,762,378	36,145	415	4,856,227	36,911		
		自家用	31	58	45,432	789	455	623,982	16,039	487	760,877	21,792	70	149,153	4,290	222	603,152	12,938	368	3,848,396	34,436	1,660	6,030,992	90,284		
	計	営業用	34	93	70,640	928	467	637,582	16,139	498	779,860	21,965	71	151,368	4,334	234	636,995	13,248	712	8,610,774	70,581	2,075	10,887,219	127,195		
自家用																										
バス	営業用	一般乗合用																				3	56,400	564		
		一般乗合用以外																					4	70,690	1,344	
	自家用																					6	16,625	446		
計	営業用																					6	16,625	446		
	自家用																					23	338,517	4,231		
三輪の小型自動車	営業用																									
	自家用																									
計	営業用																									
	自家用	2	28	1,504	378	7	8,309	54	16	27,166	571	4	9,037	201	19	52,048	1,180	199	1,976,789	29,400	305	2,133,196	32,497			
計	営業用	3	37	26,712	151	20	23,080	167	14	24,716	213	5	11,473	209	12	33,843	310	649	9,098,759	65,418	737	9,218,583	66,468			
	自家用	80	92	73,607	1,273	2,822	3,838,931	64,586	7,475	12,929,042	246,362	1,761	3,914,857	77,905	3,085	8,273,460	150,836	2,251	13,358,796	206,593	17,486	42,388,693	747,555			
計	営業用	83	129	100,319	1,424	2,842	3,862,011	64,753	7,489	12,953,758	246,575	1,766	3,926,330	78,114	3,097	8,307,303	151,146	2,900	22,457,555	272,011	18,223	51,607,276	814,023			
	自家用																									

区	分	50万円以下 の台数	50万円を超え 100万円以下のもの			100万円を超え 150万円以下のもの			150万円を超え 200万円以下のもの			200万円を超え 250万円以下のもの			250万円を超え 300万円以下のもの			300万円を超えるもの			合 計		
			台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額
軽自動車税 環境性能割	四輪乗用車	営業用		千円	千円	1	1,468	7	3	5,244	82									4	6,712	89	
		自家用	12,025	37	33,215	366	1,755	2,407,499	24,347	2,015	3,299,754	33,294	2	4,060	41	2	5,072	51			3,811	5,749,600	58,099
		計	12,025	37	33,215	366	1,756	2,408,967	24,354	2,018	3,304,998	33,376	2	4,060	41	2	5,072	51			3,815	5,756,312	58,188
	四輪トラック	営業用	125	24	21,478	437	87	95,987	1,902	1	1,739	35	2	4,310	86					114	123,514	2,460	
		自家用	271	3,000	2,710,212	54,112	2,610	2,969,721	59,291	69	106,441	2,126									5,679	5,786,374	115,529
		計	396	3,024	2,731,690	54,549	2,697	3,065,708	61,193	70	108,180	2,161	2	4,310	86					5,793	5,909,888	117,989	
	三輪車	営業用																					
		自家用																					
		計																					
	計	営業用	125	24	21,478	437	88	97,455	1,909	4	6,983	117	2	4,310	86					118	130,226	2,549	
自家用		12,296	3,037	2,743,427	54,478	4,365	5,377,220	83,638	2,084	3,406,195	35,420	2	4,060	41	2	5,072	51			9,490	11,535,974	173,628	
計		12,421	3,061	2,764,905	54,915	4,453	5,474,675	85,547	2,088	3,413,178	35,537	4	8,370	127	2	5,072	51			9,608	11,666,200	176,177	
総 計	営業用	128	61	48,190	588	108	120,535	2,076	18	31,699	330	7	15,783	295	12	33,843	310	649	9,098,759	65,418	855	9,348,809	69,017
	自家用	12,376	3,129	2,817,034	55,751	7,187	9,216,151	148,224	9,559	16,335,237	281,782	1,763	3,918,917	77,946	3,087	8,278,532	150,887	2,251	13,358,796	206,593	26,976	53,924,667	921,183
	計	12,504	3,190	2,865,224	56,339	7,295	9,336,686	150,300	9,577	16,366,936	282,112	1,770	3,934,700	78,241	3,099	8,312,375	151,197	2,900	22,457,555	272,011	27,831	63,273,476	990,200

オ 取得価額段階別（中古車）

区	分	50万円以下 の台数	50万円を超え 70万円以下のもの			70万円を超え 90万円以下のもの			90万円を超え 110万円以下のもの			110万円を超え 130万円以下のもの			130万円を超え 150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計			
			台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	
自動車税 環境性能割	乗用車	普通車		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円	
		営業用	27																		1	1,851	37	
		自家用	19,325	473	275,414	5,218	320	255,618	4,945	237	235,024	4,551	156	187,312	3,617	131	183,013	3,601	353	837,811	16,007	1,670	1,974,192	37,939
	小型車	営業用	88																		1	918	18	
		自家用	19,843	460	273,032	4,107	389	308,517	4,922	233	230,688	3,575	100	118,236	1,726	17	24,247	485	7	12,402	232	1,206	967,122	15,047
		計	19,931	460	273,032	4,107	389	308,517	4,922	234	231,606	3,593	100	118,236	1,726	17	24,247	485	7	12,402	232	1,207	968,040	15,065
	けん引車	営業用	115																		1	1,851	37	
		自家用	39,168	933	548,446	9,325	709	564,135	9,867	470	465,712	8,126	256	305,548	5,343	148	207,260	4,086	360	850,213	16,239	2,876	2,941,314	52,986
		計	39,283	933	548,446	9,325	709	564,135	9,867	471	466,630	8,144	256	305,548	5,343	148	207,260	4,086	361	852,064	16,276	2,878	2,944,083	53,041
	けん引車 被けん引車	営業用	571	20	11,799	104	7	5,524	43	6	5,952	59	7	8,384	84	1	1,333	13	30	119,476	720	71	152,468	1,023
自家用		3,183	14	8,322	177	17	13,802	245	11	10,781	167	12	14,820	248	14	18,842	322	59	170,311	2,397	127	236,878	3,556	
計		3,754	34	20,121	281	24	19,326	288	17	16,733	226	19	23,204	332	15	20,175	335	89	289,787	3,117	198	389,346	4,579	
けん引車	営業用	113	5	3,077	48	2	1,578	12	1	1,074	21	3	3,552	36	1	1,410	14	6	13,022	151	18	23,713	282	
	自家用	29	1	700	21				1	1,040	31	1	1,240	25				1	4,000	40	4	6,980	117	
	計	142	6	3,777	69	2	1,578	12	2	2,114	52	4	4,792	61	1	1,410	14	7	17,022	191	22	30,693	399	
被けん引車	営業用	65				1	836	17												1	836	17		
	自家用	23				1	870	26												1	870	26		
計	88				2	1,706	43												2	1,706	43			

区 分	50万円以下の台数	50万円を超え70万円以下のもの			70万円を超え90万円以下のもの			90万円を超え110万円以下のもの			110万円を超え130万円以下のもの			130万円を超え150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計				
		台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額		
		千円																						
自動車税環境性能割	トラック	営業用	27																					
		自家用	2,786	20	11,184	297	27	20,457	518	7	6,871	155	3	3,381	45	2	2,786	28	2	3,460	86	61	48,139	1,129
		計	2,813	20	11,184	297	27	20,457	518	7	6,871	155	3	3,381	45	2	2,786	28	2	3,460	86	61	48,139	1,129
	バス	営業用	776	25	14,876	152	10	7,938	72	7	7,026	80	10	11,936	120	2	2,743	27	36	132,498	871	90	177,017	1,322
		自家用	6,021	35	20,206	495	45	35,129	789	19	18,692	353	16	19,441	318	16	21,628	350	62	177,771	2,523	193	292,867	4,828
		計	6,797	60	35,082	647	55	43,067	861	26	25,718	433	26	31,377	438	18	24,371	377	98	310,269	3,394	283	469,884	6,150
	三輪の小型自動車	営業用	35													1	1,467	29				1	1,467	29
		自家用	39	3	1,964	29	5	3,713	96	2	1,888	47	1	1,134	11	1	1,430	43				6	5,085	59
		計	223	5	3,207	66	5	3,713	96	5	5,009	77	1	1,134	11	2	2,897	72				18	15,960	322
	特殊用途車	営業用	356	18	9,893	90	18	13,329	106	4	4,070	35	1	1,186	6	1	1,312	6	25	73,602	584	67	103,392	827
		自家用	1,021	10	5,491	98	4	3,360	59	2	2,006	29	2	2,316	23	1	1,471	29	13	33,544	545	32	48,188	783
		計	1,377	28	15,384	188	22	16,689	165	6	6,076	64	3	3,502	29	2	2,783	35	38	107,146	1,129	99	151,580	1,610
軽自動車税環境性能割	営業用	1,321	46	26,733	271	28	21,267	178	15	15,135	163	11	13,122	126	4	5,522	62	62	207,951	1,492	166	289,730	2,292	
	自家用	46,359	980	575,386	9,955	763	606,337	10,811	493	488,298	8,555	275	328,439	5,695	166	231,789	4,508	435	1,061,528	19,307	3,112	3,291,777	58,831	
	計	47,680	1,026	602,119	10,226	791	627,604	10,989	508	503,433	8,718	286	341,561	5,821	170	237,311	4,570	497	1,269,479	20,799	3,278	3,581,507	61,123	
四輪乗用車	営業用	12																						
	自家用	65,016	272	164,392	1,629	165	128,332	1,275	47	43,084	429				2	2,859	29	4	6,830	105	490	345,497	3,467	
	計	65,028	272	164,392	1,629	165	128,332	1,275	47	43,084	429				2	2,859	29	4	6,830	105	490	345,497	3,467	
四輪トラック	営業用	179	3	1,767	35																3	1,767	35	
	自家用	18,193	281	162,089	3,228	5	3,595	72													286	165,684	3,300	
	計	18,372	284	163,856	3,263	5	3,595	72													289	167,451	3,335	
三輪車	営業用	191	3	1,767	35																3	1,767	35	
	自家用	83,209	553	326,481	4,857	170	131,927	1,347	47	43,084	429				2	2,859	29	4	6,830	105	776	511,181	6,767	
	計	83,400	556	328,248	4,892	170	131,927	1,347	47	43,084	429				2	2,859	29	4	6,830	105	779	512,948	6,802	
総 計	営業用	1,512	49	28,500	306	28	21,267	178	15	15,135	163	11	13,122	126	4	5,522	62	62	207,951	1,492	169	291,497	2,327	
	自家用	129,568	1,533	901,867	14,812	933	738,264	12,158	540	531,382	8,984	275	328,439	5,695	168	234,648	4,537	439	1,068,358	19,412	3,888	3,802,958	65,598	
	計	131,080	1,582	930,367	15,118	961	759,531	12,336	555	546,517	9,147	286	341,561	5,821	172	240,170	4,599	501	1,276,309	20,904	4,057	4,094,455	67,925	

(注) 1 「50万円以下の台数」欄には、法第158条及び法第452条の規定により免税点の適用を受けた台数を記載した。  
2 「税額」欄には、取得年度に関わらず、令和2年度に調定した金額を記載し、「税額」以外の欄には、令和2年度に取得したものを記載した。

(2) 自動車税種別割に関する調

区分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑪のうち	⑪のうち	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末	
	現在台	現在台	うち	うち	うち	②-③	ち合衆	ちグリ	ち75%	ち50%	ちグリ	ガソリン	ちディ	現在	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	現在	現在	現在	現在	ち身体	現在	ち電気	ち天然	ちブラ	現在	
	登録台数	数	台数	台数	台数	+④+⑤	の構成	ーによる	の軽減	の軽減	ーによる	車又はL	ーゼル	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	るもの	台数	るもの	るもの	るもの	調定額	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	千円
営業用	1,000cc 以下	16	16			16					1	1		121				9		17					16	4			122	
	1,000cc 超 1,500cc 以下	367	367			367		77	77		4	4		2,662		192		39		400					400				2,794	
	1,500cc 超 2,000cc 以下	1,876	1,868			1,868		8	8		492	492		18,379		20		5,363		1,752					1,744		1		17,715	
	2,000cc 超 2,500cc 以下	28	25			25		1	1		8	1	7	351		4		16	111	30					27				364	
	2,500cc 超 3,000cc 以下	167	167			167					59	16	43	2,758				288	774	163					163				2,717	
	3,000cc 超 3,500cc 以下	2	2			2					1	1		38				20		2					2				38	
	3,500cc 超 4,000cc 以下																													
	4,000cc 超 4,500cc 以下	4	4			4						3	3		105				81		4				4				105	
	4,500cc 超 6,000cc 以下	1	1			1						1	1		31				31		2				2				52	
6,000cc 超																														
小計	2,461	2,450			2,450		86	86		569	519	50	24,445		216		5,847	885	2,370					2,358	4		1	23,907		
乗用車	1,000cc 以下	31,973	31,640	40	7	1,244	30,349	47	92	59	33	2,191	2,191	902,137	364	442	495	74,275		29,957	40	9	1,289	1,289	28,377	605		5	876,625	
	1,000cc 超 1,500cc 以下	157,574	155,434	398	75	6,729	148,232	1,196	1,744	1,545	199	26,695	26,688	5,175,766	9,660	13,905	3,483	1,056,845	277	146,631	379	77	6,975	6,972	137,825		31	4,998,466		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	125,968	121,864	880	120	4,747	116,117	2,639	1,490	1,316	174	28,199	28,042	4,642,140	35,639	13,160	3,480	1,273,107	7,128	118,749	815	129	4,986	4,980	109,575		934	4,491,067		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	53,181	51,069	286	16	1,357	49,410	831	870	870		15,135	14,576	2,235,771	15,502	10,005		717,940	26,494	50,406	272	11	1,438	1,437	46,768			2,164,779		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	12,878	11,897	73	110	2	11,712	323	73	73		7,588	5,262	2,326	618,273	6,057	949	295,278	130,447	11,664	66	117	2	2	10,577		3	587,389		
	3,000cc 超 3,500cc 以下	6,907	6,607	19	3		6,585	222	23	19	4	2,702	2,503	199	383,171	4,218	276	116	159,959	12,638	6,511	15	2					369,617		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	2,110	1,820	2			1,818	35				500	499	1	121,642	665		37,079	76	2,047	2				1,766			119,229		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	1,290	1,128	6			1,122	15				848	840	8	92,504	285		71,929	658	1,150	4				998			87,850		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	1,498	1,432	7			1,425	6	3	3		460	460		128,538	132		132	45,689	1,478	7				1,409			127,176		
	6,000cc 超	64	64				64					10	10		7,224				1,276	63					62			7,111		
小計	393,443	382,955	1,711	331	14,079	366,834	5,314	4,295	3,882	413	84,328	81,071	3,257	14,307,166	72,522	38,737	7,706	3,733,377	177,718	368,656	1,600	345	14,690	14,680	343,561	605	973	13,829,309		
乗用車	1,000cc 以下	3,507	3,507	3		85	3,419		63	40	23			84,447		260	288		9,385	12	1	242	242	9,095	92			150,688		
	1,000cc 超 1,500cc 以下	3,884	3,884	2		89	3,793		1,415	1,262	153			84,997		10,096	2,371		12,471	12	5	288	288	12,123				196,873		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	3,224	3,224	26		48	3,150		1,366	1,191	175			78,093		10,719	3,150		9,015	73	3	172	172	8,738		29		168,118		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	962	962	4		22	936		574	574				22,061		6,314			3,196	15		53	53	3,122				61,240		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	185	185	1			184		71	71				6,538		888			616	9	2			603				14,731		
	3,000cc 超 3,500cc 以下	45	45	5		1	39		12	10	2			1,523		145	57		125	6		1	1	118				3,406		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	31	31				31							1,987					88					88				3,289		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	2	2				2							151					8					8				371		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	12	12				12							1,044					28					28				1,587		
6,000cc 超																			3					3			147			
小計	11,852	11,852	41		245	11,566		3,501	3,148	353			280,841		28,422	5,866		34,935	127	11	756	756	33,926	92		29	600,450			
計	407,756	397,257	1,752	331	14,324	380,850	5,314	7,882	7,116	766	84,897	81,590	3,307	14,612,452	72,522	67,375	13,572	3,739,224	178,603	405,961	1,727	356	15,446	15,436	379,845	701	1,003	14,453,666		



区分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑩のうち	⑩のうち	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末	
	現在	現在台	うち	うち	うち	課税台数	ち合衆	ちグリーン	ち75%	ち50%	ちグリーン	ガソリン	ちディ	現在	⑦に係る	⑨に係る	⑩に係る	⑫に係る	⑬に係る	現在	現在	現在	現在	ち身体	現在	ち電気	ち天然	ちプラ	現在	
	登録台数	数	台数	台数	台数	②-③	の構成	による	の軽減	の軽減	による	車又はL	ーゼル	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	るもの	台数	るもの	るもの	るもの	調定額	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	
トラック・貨客兼用車を除く	1トン以下	175	172			172					40	8	32	1,142				57	227	178								174	1,157	
	1トン超2トン以下	1,335	1,313			1,313					541	10	531	12,304				99	5,257	1,320								1,296	12,256	
	2トン超3トン以下	1,522	1,505			1,505					554	2	552	18,725				26	7,286	1,567								1,550	18,928	
	3トン超4トン以下	861	853			853					469		469	13,498					7,739	800								793	13,021	
	4トン超5トン以下	90	90			90					48		48	1,751					974	76								77	1,666	
	5トン超6トン以下	60	59			59					32		32	1,368					774	59								58	1,346	
	6トン超7トン以下	159	155			155					75		75	4,140					2,100	169								166	4,205	
	7トン超8トン以下	200	196			196					100		100	6,072					3,240	189								186	5,967	
	8トン超	3,764	3,725			3,725					1,350		1,350	191,915					74,870	3,798								3,767	191,340	
	小計	50,890	49,956	401		66	49,489	17			31,360	931	30,429	931,656	324			8,687	560,623	50,321	394			67	67		48,950	3	926,697	
トラック	営業用 小型車																													
	営業用 普通車	982	978			978					296		296	15,212					4,913	1,000								997	15,278	
	家用 小型車																													
	家用 普通車	125	124			124					76		76	2,706					1,718	126								125	2,699	
	小計	1,107	1,102			1,102					372		372	17,918					6,631	1,126								1,122	17,977	
	営業用 小型車(8トン以下)	9	9			9								68						8								8	61	
	営業用 普通車(8トン超)	881	877			877								57,931					889	884								884	58,562	
	家用 小型車	7	5	1		4								21					7	1							4	21		
	家用 普通車(8トン以下)	29	27	10		17								173					34	10							22	181		
	家用 普通車(8トン超)	140	137			137								11,047					145	142							142	11,322		
小計	1,066	1,055	11		1,044								69,240					1,083	11							1,060	70,147			
貨客兼用車	営業用 1,000cc以下																													
	営業用 1,000cc超1,500cc以下	67	65			65					36	36	768					443	68								63	765		
	家用 1,500cc超	184	169			169					93	18	75	2,358				252	1,080	185						169	2,313			
	家用 1,000cc以下	8	8	1		7					3	3	96					44	8	1						7	96			
	家用 1,000cc超1,500cc以下	7,423	7,347	81	1	36	7,229				909	819	90	104,647				12,858	1,413	7,577	81	1	38	38		7,395	105,745			
家用 1,500cc超	20,249	19,654	405	7	124	19,118	8			8,264	1,236	7,028	326,062	133			21,795	127,264	20,282	392	8	131	131		19,196	325,858				
小計	27,931	27,243	487	8	160	26,588	8			9,305	2,112	7,193	433,931	133			35,392	129,757	28,120	474	9	169	169		26,830	3	434,777			
計 B	80,994	79,356	899	8	226	78,223	25			41,037	3,043	37,994	1,452,745	457			44,079	697,011	80,650	879	9	236	236		77,962	6	1,449,598			

区分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑪のうち	⑪のう	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末	
	現在	日	うち	うち	うち	課税台数	ち合衆	ちグリ	ち75%	ち50%	ちグリ	ガソリン	ちディ	現在	⑦に係る	⑨に係る	⑩に係る	⑫に係る	⑬に係る	現在	現在	現在	現在	ち身体	現在	ち電気	ち天然	ちプラ	年度末	
	登録台数	現在台	非課税	課税	免除	②-③	国軍隊	による	軽減の	軽減の	による	車又はL	ーゼル	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	るもの	台数	るもの	るもの	るもの	調定額	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	
営業用	30人以下	90	90			90								1,080						93								88	1,015	
	30人超40人以下	61	61			61								885						50								45	833	
	40人超50人以下	71	71			71								1,242						65								59	1,063	
	50人超60人以下	353	353	112		241								4,820						364	123			68				173	3,376	
	60人超70人以下	72	72	13		59								1,327						65	11			25				30	703	
	70人超80人以下	192	192	134		58								1,479						183	122			15				47	1,107	
	80人超	6	6			6								174						6				1				5	145	
	小計	845	845	259		586								11,007						826	256			121				447	8,242	
	30人以下	240	238			238						144	144	6,682						4,191	239							240	6,577	
	30人超40人以下	39	39	2		37						20	20	1,248						704	38							39	1,248	
40人超50人以下	129	128			128						90	90	5,206						3,762	117							116	5,059		
50人超60人以下	335	334			334						187	187	15,519						9,051	333	1						333	15,325		
60人超70人以下	63	63			63						34	34	3,352						1,887	66	1						66	3,158		
70人超80人以下	2	2			2						2	2	125						125	3	1						3	141		
80人超	1	1			1						1	1	70						70	1							1	70		
小計	809	805	2		803						478	478	32,202						19,790	797	3						798	31,578		
30人以下	1,733	1,714	202	245	1,267						607	10	597	43,814					363	21,671	1,665	199	239				1,205	42,714		
30人超40人以下	68	67	20	16	31						17		17	1,341					767	66	18	15					32	1,354		
40人超50人以下	185	182	106		76						55		55	3,993					2,964	189	113	1					72	3,875		
50人超60人以下	94	91	44		47						41		41	2,913					2,571	86	36						47	2,918		
60人超70人以下	21	21	7		14						7		7	962					504	21	8						13	962		
70人超80人以下	5	5	2		3						3		3	244					244	5	2						3	244		
80人超	7	7	2		5						5		5	457					457	6	2						4	456		
小計	2,113	2,087	383	261	1,443						735	10	725	53,724					363	29,178	2,038	378	255				1,376	52,523		
計 C	3,767	3,737	644	261	2,832						1,213	10	1,203	96,933					363	48,968	3,661	637	255	121			2,621	92,343		
三輪の 小型自動車	営業用	15	14			14					14	14	104						104	15							14	104		
計 D	15	14			14						14	14	104						104	15							14	104		
営業用	5,282	5,244			108	5,136					1,312	137	1,175	188,860					1,455	42,535	5,274			115	115		5,137	188,837		
営業用	14,642	14,420	2,470	337	1,788	9,825	6	4	4		4,927	394	4,533	207,228		117	20		12,538	111,595	14,696	2,486	327	1,889	1,889	9,860	206,426			
計 E	19,924	19,664	2,470	337	1,896	14,961	6	4	4		6,239	531	5,708	396,088		117	20		13,993	154,130	19,970	2,486	327	2,004	2,004	14,997	395,263			
合計 A+B+C+D+E	512,456	500,028	5,765	937	16,446	476,880	5,345	7,886	7,120	766	133,400	85,188	48,212	16,558,322		73,096	67,395		13,572	3,797,763	1,078,712	510,257	5,729	947	17,807	17,676	475,439	707	1,003	16,390,974

(注) 1 「賦課期日現在登録台数」及び「年度末現在登録台数」欄には、自動車登録ファイルに登録されている台数を記載した。なお、令和3年3月9日付け総務部第16号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和3年4月以降に抹消処理等を行った車両については「賦課期日現在登録台数」欄には含めていない。

2 「賦課期日現在台数」欄には、賦課期日現在における課税自動車の台数と「非課税台数」、「課税免除台数」及び「減免台数」欄の合計台数を記載した。

3 「②のうち非課税台数」及び「年度末現在非課税台数」欄には、法第148条（令和元年10月1日施行前の地方税法（以下「旧法」という。）第146条）、法附則第54条第1項及び第2項の規定により非課税とした自動車の台数を、「②のうち課税免除台数」及び「年度末現在課税免除台数」欄には、条例により全額を課税免除した自動車の台数を、「②のうち減免台数」及び「年度末現在減免台数」欄には、条例により全額を減免した自動車の台数を記載した。

4 「⑥のうち合衆国軍隊の構成員等」欄には、「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」（平成11年2月16日自治税企第4号各都道府県知事あて・自治事務次官通達）による税率により課税する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車について記載した。

5 「⑥のうちグリーン化による軽課の適用を受けたもの」及び「⑥のうちグリーン化による重課の適用を受けたもの」欄は、法附則第12条の4の規定（グリーン化特例）の適用を受けた自動車の台数を記載した。

6 「⑭のうち⑩に係る調定額」、「⑭のうち⑪に係る調定額」、「⑭のうち⑫に係る調定額」及び「⑭のうち⑬に係る調定額」欄は、法附則第12条の4の規定を適用した後の金額を記載した。

7 「⑳のうち身体障害者等に係るもの」欄には、身体障害者等について全額を減免した自動車台数を記載した。

8 ローターエンジン車については、取扱通知第10章17（令和元年10月1日施行前の取扱通知第10章6）により算出した総排気量区分に応じて記載した。

9 各欄の台数及び調定額は旧法の自動車税及び自動車税種別割を合わせた数値を記載した。

## 8 鉱区税に関する調

区 分	総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額
	件 数	面積又は 延 長	件 数	面積又は 延 長	件 数	面積又は 延 長	
砂鉱を 目的と しない 鉱業権 の鉱区 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;">             試掘鉱区 {              採掘鉱区 {           </div>	6	百アール 1,655		百アール	6	百アール 1,658	千円 332
	41	5,002			41	5,018	2,007
砂鉱を目的とす る鉱業権の鉱区 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;">             {              {           </div>		千メートル		千メートル		千メートル	
合 計	47				47		2,339

# 9 狩 獵 税 に 関 す る 調

	区 分	税 率	狩 獵 者 登 録 総 件 数	調 定 額	
狩 獵 税 関 係	第一種銃獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	302	千円 3,904	
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
		③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	26	213
		④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	104	853
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	172	2,838
		所得割額の納付を要しない者		31	248
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
		⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	2	11
		⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	15	83
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	14	154
	課税免除		600		
	⑪ 法附則32条第1項に該当するもの		597		
	⑫ 法附則32条第2項に該当するもの		3		
	網獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		5	28
		⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
		⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4
		⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	2	8
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2	16
		所得割額の納付を要しない者			
		⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㉑ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㉒ 上記に該当しないもの	5,500円		
	課税免除		9		
	㉓ 法附則32条第1項に該当するもの		9		
	㉔ 法附則32条第2項に該当するもの				
	わな獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		52	369
		⑳ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
		㉑ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
		㉒ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	4	16
		㉓ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	10	41
		㉔ 上記に該当しないもの	8,200円	38	312
		所得割額の納付を要しない者		6	25
		㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	2	5
㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの		5,500円×1/2	1	3	
㉙ 上記に該当しないもの		5,500円	3	17	
課税免除		162			
㉚ 法附則32条第1項に該当するもの		162			
㉛ 法附則32条第2項に該当するもの					
第二種銃獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		18	49	
	㉜ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4			
	㉝ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4			
	㉞ 法附則32条第1項に該当するもの		8		
	㉟ 法附則32条第2項に該当するもの				
	㊱ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3	
	㊲ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	2	
	㊳ 上記に該当しないもの	5,500円	8	44	
① ~ ㊳ の 合 計			1,185	4,623	

# 10 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等

区 分	数 量 ・ 件 数	
引 取 数 量 ①	574,648	キロリットル
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②	160,361	
差 引 ①-② ③	414,287	
欠 減 量 { 特 約 業 者 分 1/100 元 売 業 者 分 0.3/100 計 ④	3,772 111 3,883	
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤	410,404	
申 告 納 付 等 の 分	燃料炭化水素油の販売量(法144の2③) 【課税対象とならない数量】	
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量(法144の2④) 【課税対象とならない数量】	3
	炭化水素油の消費量(法144の2⑤) 【課税対象とならない数量】	
	みなす課税された軽油の消費・譲渡額(法144の3①V) 【課税対象とならない数量】	
	みなす課税された軽油の輸入量(法144の3①VI) その他 【課税対象とならない数量】	2,892 1,311
	計 ⑥	2,895
	【課税対象とならない数量の計】 ⑦	1,311
課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	1,584	
合 計 ⑤+⑧	411,988	
特別徴収義務者数等	元 売 業 者 { 本 店 の 数 事 務 所 等 の 数	16 15
	特 約 業 者 { 本 店 の 数 事 務 所 等 の 数	44 135
	計 { 本 店 の 数 事 務 所 等 の 数	44 290
	仮 特 約 業 者 { 本 店 の 数 事 務 所 等 の 数	151 305
	そ の 他 の 者 { 本 店 の 数 事 務 所 等 の 数	

- (注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、税証による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用される軽油に対する軽油引取税の免除について」(平成元年12月28日付け自治府第103号(自治省税務局長通達)に係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和3年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、県内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所等の数」欄には、県内に所在するすべての事務所又は事業所の数(主たる事務所又は事業所を含む。)を記載した。

(2) 課税免除措置の対象となる軽油

区 分	免 税 油 使 用 者 数	税 油 者 等	数 量	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
				件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
法第百四十四條の五			キロリットル		千円		千円		千円		千円
輸 出											
課 税 済	56		54,671								
小 計 A	56		54,671								
法第百四十四條の六		石油化学製品製造業									
法 附 則 第 十 二 条 の 一 項		船舶	2,526	36,916	2	42					
		自衛隊(機械等)	6	536							
		鉄道事業又は軌道事業	6	5,312			1	6			
		農業等	10,807	19,392							
		林業等	71	4,769							
		セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	11	196							
		生コンクリート製造業	1	9							
		鉱物の掘採事業	53	11,236							
		とび・土工工事	1	97							
		鉱さいバラス製造業	1	390							
		港湾運送業	5	1,204							
		倉庫業	6	135							
		貨物利用運送事業	1	1							
		鉄道貨物積卸業	5	26							
		航空運送サービス	5	26							
		廃棄物処理事業	10	157							
		木材加工業	33	532							
		木材市場業	3	14							
		パークたい肥製造業	2	153							
		索道事業	10	212							
令和二年度改正により廃止となったもの		電気供給業									
小 計 B	13,558		81,287	2	42	1	6				
法附則第十二條の二の七第五項関係		C									
法附則第十二條の二の七第六項関係		D									
アメリカ合衆国軍隊関係		E	3	24,403							
外国公館等の暖房用ボイラー関係		F									
合 計 A+B+C+D+E+F	13,617		160,361	2	42	1	6				

- (注) 1 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るものを記載した。
- 2 「林業等」欄には、素材生産業を含む。
- 3 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和3年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第十二條の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和3年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。
- 4 「みなす課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。
- 5 「普通徴収」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。

# 11 徴収状況に関する調

区 分	調 定 額 ①		納 期 内 収 入 額 ②				滞 納 額 ① - ② ③				滞 納 額 ③ の うち 整 理 済 額					
	件 数	税 額	件 数	左 の うち 証 紙 徴 収 に 係 る も の		件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 に 係 る も の		件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 に 係 る も の		任 意 徴 収 ④		差 押 徴 収 ⑤		
				税 額	税 額		税 額	税 額		件 数	税 額	件 数	税 額	任 意 納 税 件 数 税 額		
		千円			千円	千円			千円	千円			千円			
現 年 課 税 分	法人県民税	31,419	2,881,714	26,953		2,592,957		4,466		288,757		4,212		261,290	3	180
	法人事業税	16,751	23,032,532	14,279		21,438,250		2,472		1,594,282		2,358		1,239,572	3	2,523
	個人事業税	11,171	960,473	9,941		876,053		1,230		84,420		1,104		76,268	5	153
	不動産取得税	14,919	2,087,400	13,640		1,917,930		1,279		169,470		1,138		116,560		20
	自動車税	21,501	875,146	21,501	15,751	875,146	628,894									
	環境性能割															
	自動車税 種別割	508,735	16,390,974	453,604	26,229	15,209,853	438,299	55,131		1,181,121		53,461		1,121,326	97	3,637
	軽油引取税	1,853	13,224,822	1,486		7,706,464		367	238	5,518,358	5,169,173	367	238	5,518,358		
	その他の県税	11,338	22,982,186	11,286		22,974,976		52		7,210		48		2,923		
	計 A	617,687	82,435,247	552,690	41,980	73,591,629	1,067,193	64,997	238	8,843,618	5,169,173	62,688	238	8,336,297	108	6,513
滞納繰越分 B	3,846	213,905					3,846		213,905		1,549		107,951	78	7,365	
合計 A + B	621,533	82,649,152	552,690	41,980	73,591,629	1,067,193	68,843	238	9,057,523	5,169,173	64,237	238	8,444,248	186	13,878	

区 分	滞納額③のうち整理済額		収 入 計		⑥のうち還付未済額		欠 損 処 分		整 理 未 済 額		
	差 押 徴 収 ⑤		②+④+⑤		⑦		⑧		①-⑥+⑦-⑧		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
現 年 課 税 分	法人県民税	25	803	31,193	2,855,230			16	252	210	26,232
	法人事業税	3	1,398	16,643	22,681,743			1	8	107	350,781
	個人事業税	18	1,055	11,068	953,529					103	6,944
	不動産取得税	12	540	14,790	2,035,050					129	52,350
	自動車税			21,501	875,146						
	環境性能割										
	自動車税 種別割	215	8,601	507,377	16,343,417			8	184	1,350	47,373
	軽油引取税			1,853	13,224,822						
	その他の県税			11,334	22,977,899					4	4,287
	計 A	273	12,397	615,759	81,946,836			25	444	1,903	487,967
滞納繰越分 B	164	7,302	1,791	122,618			248	9,960	1,807	81,327	
合計 A + B	437	19,699	617,550	82,069,454			273	10,404	3,710	569,294	

- (注) 1 個人県民税(均等割及び所得割)及び地方消費税を除くその他の県税について、令和3年5月末日現在により記載した。
- 2 「調定額」及び「納期内収入額」の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例 個人事業税)については2件とし、また、申告納付又は申告納入に係る税(例 法人事業税、軽油引取税)については、申告書の提出があったものについてそれぞれ1件として記載した。
- 3 分割納入となった場合の件数は、最終の納付があったときに1件とした。
- 4 納期内収入額②の「左のうち証紙徴収に係るもの」欄には、法第162条第1項及び法第177条の11第4項の規定により徴収した件数及び税額を記載した。
- 5 滞納額③及び任意徴収④の「左のうち徴収猶予等に係るもの」欄には、第144条の29第1項の規定により徴収猶予した軽油引取税の件数及び税額を記載した。
- 6 過誤納金で充当したものは、任意徴収とした。
- 7 「滞納処分徴収」欄には、公売処分による徴収及び交付要求又は参加差押による徴収額を記載した。

## 12 整理未済額の内訳

区 分	件 数	税 額
		千円
財 産 差 押 額 ①	108	8,872
換 価 猶 予 額 ②	69	8,606
滞 納 処 分 の 停 止 額 ③	8	222
徴 収 猶 予 額 ④	258	392,545
徴 収 嘱 託 額 ⑤		
交 付 要 求 額 ⑥	51	1,855
⑥のうち参加差押に係るもの		390
分 納 誓 約 額 ⑦		
そ の 他 ⑧	3,216	157,194
計	3,710	569,294

(注) 1 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、上から順次該当させて、重複しないように記載した。  
2 「財産差押額」には、換価猶予又は徴収猶予に係る財産差押額は含めていない。

## 13 口座振替を通じて行われた納税に関する調

区 分	口座振替により納税が行われた件数 ①	①の税額 ②	当該年度の 税収入額 ③	②/③
		千円	千円	%
法 人 県 民 税	257	11,047	2,859,739	0.4
個 人 事 業 税	1,142	146,342	961,057	15.2
法 人 事 業 税	156	108,599	22,695,707	0.5
ゴ ル フ 場 利 用 税			132,316	
自 動 車 税 種 別 割	13,788	460,307	16,393,818	2.8
軽 油 引 取 税	120	477,413	13,261,558	3.6
そ の 他 の 県 税			25,765,259	
計	15,463	1,203,708	82,069,454	1.5

(注) 1 当該年度において口座振替によって納税が行われた県税（個人県民税（均等割、所得割）及び地方消費税を除く。）について記載した。県民税のうち、利子割・配当割・株式等譲渡所得割については、「その他の県税」欄に記載した。  
2 「口座振替により納税が行われた件数」は、納期を2期に分けて口座振替により納税が行われた個人事業税については2件とした。

## 14 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区 分	低工法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額						
	過 疎 法	企 業 立 地 法	地 域 未 来 投 資 促 進 法	半 島 振 興 法	原 発 地 域 振 興 法	地 域 再 生 法	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事 業 税 { 個 人 法 人					365		9,394
不 動 産 取 得 税	11,161	30,403	2,791	754	34,367		79,476
固 定 資 産 税 ( 特 例 分 )							
計	20,190	30,403	2,791	754	34,732		88,870

# 15 地方税に関する争訟に関する調

## (1) 不服申立て

区分	要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						翌年度への繰越
	前年度からの繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	
賦課徴収 個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 上記以外 合計										
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 訴 訟

区分	前年度末係属件数 ①	当該年度中発生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳						当該年度中の完結件数 ④	④の完結事由別内訳						当該年度末係属件数 ③-④ ⑤	⑤の係属審級別内訳			
				26以前	27	28	29	30	元		取下	却下	和解	勝訴	一部敗訴	敗訴		1 審	2 審	3 審	
賦課徴収 個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 滞納処分 その他 その他 合計																					
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



## 16 犯則事件に関する調

区 分	前年度からの繰越件数				犯則摘発		通告処分			通告履行		告 告 発		不 問		通知処分	時効完成	翌年度への繰越件数						
	処 未	分 済	履 未	行 済	件 数	左 の 脱 税 額 千円	件 数	左 の 脱 税 額 千円	通 告 額 千円	件 数	履 行 額 千円	直 告 発		通 告 不 履 行 による 告 発 件 数	件 数	左 の 脱 税 額 千円	件 数	件 数	処 未	分 済	履 未	行 済		
												件 数	左 の 脱 税 額 千円											
軽 油 引 取 税	法144条の22 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の25 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の33第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の33第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の33第3項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の41第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の41第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	その他の罪 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	その他の税 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
合 計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								

## 17 延滞金等に関する調

### (1) 延滞金等

区 分	延 滞 金	還 付 加 算 金 (充当したものを含む。)
件 数	6,699	1,450
金 額	83,398 千円	6,881 千円

### (2) 過少申告加算金等

区 分	過少申告加算金		不申告加算金		重 加 算 金		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
		千円		千円		千円		千円
法 人 事 業 税	69	787	64	2,284	222	11,316	355	14,387
ゴ ル フ 場 利 用 税							0	0
軽 油 引 取 税	3	102	7	51			10	153
そ の 他			4	14			4	14
<b>計</b>	<b>72</b>	<b>889</b>	<b>75</b>	<b>2,349</b>	<b>222</b>	<b>11,316</b>	<b>369</b>	<b>14,554</b>

## 18 徴税費に関する調（累年比較）

（単位：千円）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
税収入	予 算 額 (イ)	142,552,583	184,047,079	142,662,839	145,305,405	144,586,888		
	調 定 額 (ロ)	145,275,772	186,395,263	144,854,136	147,671,560	148,191,472		
	収 入 額 (ハ)	142,908,659	184,260,899	142,930,479	145,874,817	146,191,197		
徴 税 費	人 件 費	職 員 給	583,795	586,861	575,357	586,097	580,183	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	28,665	25,820	24,592	26,876	22,161
			税 務 特 別 手 当	1,318	1,312	1,204	1,078	842
			そ の 他 の 手 当	280,604	293,943	284,097	290,645	293,583
		小 計	310,587	321,075	309,893	318,599	316,586	
		そ の 他 の 人 件 費	215,868	213,630	208,384	207,647	217,047	
		計	1,110,250	1,121,566	1,093,634	1,112,343	1,113,816	
		旅 費	6,231	6,553	7,078	6,245	1,902	
		需 用 費	需 用 費	61,954	54,221	59,585	64,829	61,642
			通 信 運 搬 費	55,720	55,651	54,752	53,662	51,003
備 品 費	1,717		4,049	3,789	201	186		
そ の 他	45,284		44,056	45,082	45,142	44,020		
計	164,675	157,977	163,208	163,834	156,851			
徴 収 費 取 扱 等	徴 収 扱 等	個 人 県 民 税 徴 収 取 扱 費	1,858,336	1,875,592	1,879,191	1,888,143	1,893,613	
		内 訳	納 税 義 務 者 数 分	1,797,202	1,818,090	1,818,251	1,822,039	1,826,874
			払 込 金 額 分	1,085	964	689	455	391
			そ の 他	60,049	56,538	60,251	65,649	66,348
		地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費	75,834	217,913	80,003	90,902	87,076	
		納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	2,793	2,796	2,796	2,791	2,699	
		特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金 等	347,954	333,712	341,152	343,131	328,472	
		内 訳	特 別 地 方 消 費 税					
			ゴ ル フ 場 利 用 税					
		軽 油 引 取 税	347,954	333,712	341,152	343,131	328,472	
そ の 他	1,944	2,229	2,142	2,196	2,130			
計	2,286,861	2,432,242	2,305,284	2,327,163	2,313,990			
合 計 (ニ)	3,568,017	3,718,338	3,569,204	3,609,585	3,586,559			

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
税収入に対する 徴税費の割合	対 予 算 額 $\frac{(ニ)}{(イ)}$	2.50	2.02	2.50	2.48	2.48
	対 調 定 額 $\frac{(ニ)}{(ロ)}$	2.46	1.99	2.46	2.44	2.42
	対 収 入 額 $\frac{(ニ)}{(ハ)}$	2.50	2.02	2.50	2.47	2.45
徴税吏員等数	吏 員	172	172	170	169	166
	そ の 他					
	計 (ホ)	172	172	170	169	166
	臨 時 職 員	8	9	9	10	10
徴税吏員1人当たり徴税額 $\frac{(ハ)}{(ホ)}$	千円	830,864	1,071,284	840,768	863,165	880,670
徴税吏員1人 当たり徴税費	人件費(含旅費)	6,491	6,559	6,475	6,619	6,721
	物件費(含徴収取扱費等)	14,253	15,059	14,520	14,740	14,885
	計 $\frac{(ニ)}{(ホ)}$	20,744	21,618	20,995	21,358	21,606
県 税 部 等 数		6	6	6	6	6

(注) 1 徴税吏員数は各年度末日現在の職員数による。ただし、臨時職員については勤務月数の合計数を12で除して得た数を記載した。

2 諸手当中「その他の手当」欄には、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等について記載した。

3 「その他の人件費」欄には、共済組合負担金等人数割によって算出したもの及び臨時職員等のため支出した人件費等を記載した。

## 19 税務機構に関する調

### 事務別税務職員配置数

区 分	総 務 関 係		直 税 関 係		間 税 関 係		徴 収 関 係		合 計	
	吏員等	臨時職員	吏員等	臨時職員	吏員等	臨時職員	吏員等	臨時職員	吏員等	臨時職員
本 庁	16	1	3		1		1		21	1
事 務 所 等	24		54	1	16	1	51	7	145	9
計	40	1	57	1	17	1	52	7	166	10